

令和2年3月31日
鹿児島県公報別冊

鹿児島県教育庁等事務決裁規程 別表第1，別表第2

別表第1（第4条関係）本庁の共通決裁事項

事項	教育長 決裁事項	副教育長 専決事項	教育次長 専決事項	課長 専決事項	課長補佐 専決事項	係長 専決事項
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）に関する事務	<p>(1) 地教行法第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させること。</p> <p>(2) 地教行法第27条の規定に基づき、幼保連携</p>			<p>(1) 地教行法第53条第2項の規定に基づき、市町村長又は市町村教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、文部科学大臣が特に指定する事項を調査すること。</p> <p>(2) 地教行法第54条第2項の規定に基づき、教育に関する事務に関し、</p>		

型認定こども園に関する知事からの意見聴取に対し、意見の申出をすること。

(3) 地教行法第48条第1項の規定に基づき、市町村に対し、教員に関する事務の適正な処理を図るため必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(4) 地教行法第55条第5項の規定に基づき、市町村教育委員会に協議を行う

必要な調査統計その他の資料又は報告を文部科学大臣の求めに応じて提出し、市町村長又は市町村教育委員会に対しこれを求めること。

	<p>こと。</p> <p>(5) 地教行 法第55条 第9項の規 定により 準用する 地方自治 法（昭和2 2年法律第 67号）第2 52条の17 の4第1項 の規定に 基づき、 市町村に 対し、違 反の是正 又は改善 のため必 要な措置 を講ずる ことを求 めること。</p>				
2 地方自 治法（以 下この項 中「法」 という。） の施行に 関する事 務	<p>(1) 法第12 5条の規定 に基づき、 議会の採 択した請 願の処置 を行うこ と。</p> <p>(2) 法第24</p>			<p>(1) 法第2 45条の4 第1項の 規定に基 づき、市 町村に対 し、技術 的助言若 しくは勸</p>	

	2条第3項、第4項及び第9項の規定に基づき、住民の請求に係る監査結果について勧告を受け、必要な措置を講ずること。		告をし、又は情報提供のために必要な資料の提出を求めること。 (2) 法第245条の4第3項の規定に基づき、市町村長又は市町村教育委員会の求めに応じて監査を行い、その結果に基づき、技術的な助言又は勧告をすること。		
3 教育委員会 の会議等 に関する 事務	(1) 教育委員会の会議に付議する議案等を決定すること。				

	(2) 教育委員会名で行われる祝弔詞、あいさつ者等を決定すること。				
4 附属機関、協議機関及び諮問機関に関する事務	<p>(1) 附属機関、協議機関又は諮問機関に対する諮問等を行うこと。</p> <p>(2) 附属機関、協議機関又は諮問機関の会議を招集し、又は当該機関の長に対する会議招集を依頼すること。</p> <p>(3) 協議機関及び諮問機関の委員を任免するこ</p>			(1) 協議機関の幹事等を任免すること。	

	と。					
5 訓令及び告示の制定又は改廃に関する事務	(1) 訓令又は法規的性質を持つ告示の制定又は改廃を行うこと。		(1) 法規的性質を持たない告示又は公告、公表等を行うこと。	(1) 軽易又は定例的な事項の告示、公告、公表等を行うこと。		
6 文書等の取扱いに関する事務 この項中鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号）を「規程」、公報発行規則（昭和27年鹿児島県規則第5号）を「規則」という。				(1) 規程第5条第1項ただし書及び第2項の規定に基づき、文書主任の指定及び通知をすること。	(1) 規程第15条第2項及び第4項の規定に基づき、告示・公告例文の協議、変更協議及び抹消協議を行うこと。 (2) 規程第40条第2項の規定に基づき、関係者以外の者に対する文書の閲覧若しくは謄写又は謄写	(1) 規程第26条第3項の規定に基づき、支号簿による番号を使用する文書を決定すること。（文書主任） (2) 規程第28条第1項ただし書の規定に基づき、公印押印の省略を決定すること。（文書主任） (3) 規程

					したものの交付について承認すること。	第28条第2項の規定に基づき、公印の印影印刷の承認
				(3) 規程第44条第3項の規定に基づき、保存文書の破損又は亡失を届け出ること。	(3) 規程第44条第3項の規定に基づき、保存文書の破損又は亡失を届け出ること。	を依頼すること。 (文書主任)
				(4) 規程第45条第2項の規定に基づき、保存文書の長期借用承認の申請を行うこと。	(4) 規程第45条第2項の規定に基づき、保存文書の長期借用承認の申請を行うこと。	(4) 規程第29条第2項の規定に基づき、文書発送を依頼すること。(文書主任)
				(5) 規程第46条の規定に基づき、保存文書の返還の承認を申請	(5) 規程第46条の規定に基づき、保存文書の返還の承認を申請	(5) 規程第36条第2項の規定に基づき、文書管理表を作成し、その写しを送付すること。 (文書主任)
						(6) 規程

					<p>するこ と。</p> <p>(6) 規程 第47条第 1項の規 定に基づ き、保存 期間の満 了した文 書の廃棄 等につい て同意す ること。</p>	<p>第42条第 2項の規 定に基づ き、保管 期間の満 了した文 書を引き 継ぐこ と。(文 書主任)</p> <p>(7) 規程 第48条第 2項及び 第3項の 規定に基 づき、刊 行物等を 県政情報 センター へ送付す ること。 (文書主 任)</p> <p>(8) 規則 第8条の 規定に基 づき、公 報の校正 をすること。</p> <p>(9) 規則 第9条の</p>
--	--	--	--	--	--	---

					<p>規定に基づき、公報発行後の訂正通知をすること。</p> <p>(10) 官報報告規則（昭和30年鹿児島県規則第102号）第4条の規定に基づき、官報掲載事項の原稿の送付及び訂正通知をすること。</p>
7	<p>鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下この項中「条例」という。）の</p>			<p>(1) 条例第11条の規定に基づき、公文書の開示請求に対する措置を決定すること。</p> <p>(2) 条例</p>	

<p>施行に関する事務</p>				<p>第12条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長を決定すること。</p> <p>(3) 条例第13条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例の適用を決定すること。</p> <p>(4) 条例第14条第1項の規定に基づき、事案の移送を決定すること。</p> <p>(5) 条例第15条及び第21条の規定に基づき、</p>		
-----------------	--	--	--	---	--	--

				<p>第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する事務を行うこと。</p> <p>(6) 条例第19条及び第20条の規定に基づき、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等に関する事務を行うこと。</p>	
8	<p>鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下この項中「条例」とい</p>			<p>(1) 条例第8条第2項第7号の規定に基づき、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の意</p>	

う。)の
施行に関
する事務

見を聴取
すること。
と。

(2) 条例
第9条の
規定に基
づき、保
有個人情報
の提供
を受ける
ものに対
して必要
な措置を
講ずるこ
とを求め
ること。

(3) 条例
第10条第
1項及び
第2項の
規定に基
づき、個
人情報取
扱事務を
登録し、
又は登録
事項を変
更若しく
は抹消す
ること。

(4) 条例
第12条第

3項, 第27条第4項及び第35条第3項の規定に基づき, 開示請求者, 訂正請求者又は利用停止請求者(以下この項中「請求者」という。)に対して補正を求めること。

(5) 条例第17条第1項及び第2項, 第29条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定に基づき, 開示

請求，訂正請求又は利用停止請求に対する措置を決定し，請求者に通知すること。

(6) 条例第18条第2項，第30条第2項及び第38条第2項の規定に基づき，開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等の期限の延長を決定し，請求者に通知すること。

(7) 条例第19条，第31条及

び第39条の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限の特例の適用を決定し、請求者に通知すること。

(8) 条例第20条第1項の規定に基づき、事案の移送を決定し、開示請求者に通知すること。

(9) 条例第21条及び第44条の規定に基づき、第三者に

対する意見書提出の機会の付与等に関する事務を行うこと。

(10) 条例第23条第1項の規定に基づき、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報決定すること。

(11) 条例第32条第1項の規定に基づき、訂正請求に係る事案の移送を決定し、訂正請求者に通知すること。

(12) 条例
第32条第
3項の規
定に基づ
き、訂正
請求者及
び移送を
した実施
機関に対
して訂正
決定等を
通知する
こと。

(13) 条例
第33条の
規定に基
づき、保
有個人情
報の提供
先に訂正
内容を通
知するこ
と。

(14) 条例
第42条及
び第43条
の規定に
基づき、
鹿児島県
情報公開
・個人情
報保護審

				査会への 諮問等に 関する事 務を行う こと。	
9	特定個人 情報保護 評価の 実施に関 する事務 この項 中行政手 続におけ る特定の 個人を識 別するた めの番号 の利用等 に関する 法律（平 成25年法 律第27 号）を 「法」、 特定個人 情報保護 評価に関 する規則 （平成26 年特定個 人情報保 護委員会			(1) 法第2 7条第1項 の規定に 基づき、 基礎項目 評価書等 を作成す ること。 (2) 規則 第7条第1 項及び第 2項の規 定に基づ き、法第 27条第1 項に規定 する評価 書につい て、住民 等から意 見を聴取 すること。 (3) 規則 第7条第4 項の規定 に基づ	

<p>規則第1号)を「規則」という。</p>				<p>き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴取すること。</p> <p>(4) 規則第14条第1項及び第3項の規定に基づき、基礎項目評価書等を修正すること。</p>		
<p>10 公印の取扱いに関する事務</p> <p>この項中鹿児島県教育委員会公印規程（昭和34年鹿児島県教育委員会訓令第3号)を「規</p>				<p>(1) 規程第5条第1項の規定に基づき、公印の新調又は改刻の協議をすること。</p> <p>(2) 規程第9条第1項及び第2項の規定に基づ</p>	<p>(1) 規程第9条第3項の規定に基づき、公印取扱主任不在の場合の代行職員を指定すること。</p> <p>(2) 規程第11条第2項の規</p>	<p>(1) 規程第5条第2項の規定に基づき、公印の登録を依頼すること。(公印取扱主任)</p> <p>(2) 規程第6条第1項の規定に基づ</p>

<p>程」とい う。</p>				<p>き、公印 取扱主任 の指定及 び通知を するこ と。 (3) 規程 第12条の 規定に基 づき、公 印の事故 届を提出 するこ と。</p>	<p>定に基づ き、公印 の課外持 ち出し使 用を許可 するこ と。</p>	<p>き、公印 の廃止及 びその届 出をする こと。 (3) 規程 第7条第1 項の規定 に基 づき、廃止 公印を引 き継ぐこ と。(公 印取扱主 任)</p>
<p>11 電子署 名に関する事務 この項 中鹿児島 県教育委 員会電子 署名規程 (平成14 年鹿児島 県教育委 員会訓令 第3号) を「規程」 という。</p>		<p>(1) 規程第 4条第2項 の規定に 基づき、 電子署名 を行う文 書の発信 者名を承 認するこ と。</p>		<p>(1) 規程 第4条第3 項の規定 に基 づき、電子 署名を行 う文書の 発信者名 の承認に 係る申請 書を提出 するこ と。</p>		
<p>12 補助金 等に係る</p>		<p>(1) 法第18 条第2項の</p>		<p>(1) 法第5 条の規定</p>		

<p>予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下この項中「法」という。）第26条第3項に規定する法定受託事務のうち教育委員会事務に関する事務</p>		<p>規定に基づき、補助金等の返還を命ずること。</p>		<p>に基づき、補助金等の交付の申請を受理すること。 (2) 法第7条第1項第1号の規定に基づき、補助事業等に要する経費の配分変更の承認申請を受理すること。 (3) 法第7条第1項第3号の規定に基づき、補助事業等の内容変更の承認申請を受理すること。 (4) 法第7条第1項第4号の</p>		
--	--	------------------------------	--	---	--	--

規定に基づき、補助事業等
の中止及び廃止の承認申請
を受理すること。

(5) 法第7
条第1項
第5号の
規定に基づき、補助事業等
が予定の
期間内に
完了しない場合又は遂行が
困難とな
った場合
の報告を
受理する
こと。

(6) 法第8
条の規定
に基づき、補助
金等の交
付決定の
内容及び
これに付

した条件
を通知す
ること。

(法第10
条第4項
において
準用する
場合を含
む。)

(7) 法第9
条第1項
の規定に
基づき、
補助金等
の交付申
請の取下
げを受理
すること。
と。

(8) 法第1
2条の規
定に基づ
き、補助
金等の状
況報告を
受理する
こと。

(9) 法第1
3条の規
定に基づ
き、補助
事業等の

遂行及び
一時停止
を命ずる
こと。

(10) 法第
14条の規
定に基づ
き、補助
事業等の
実績報告
を受理す
ること。

(法第16
条第2項
の規定に
おいて準
用する場
合を含
む。)

(11) 法第
15条の規
定に基づ
き、補助
事業等の
実績報告
等を審査
し、及び
補助金等
の額を確
定するこ
と。

(12) 法第

				<p>16条第1項の規定に基づき、補助事業等の是正措置を命ずること。</p> <p>(13) 法第23条第1項の規定に基づき、補助事業者等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問を行うこと。</p>	
13 国庫負担(補助)事業に関する事務		(1) 国庫負担(補助)事業認定申請書(事業計画書を含む。)を主務大臣に提出すること。		(1) 国庫負担(補助)事業計画書の提出を市町村長に求めること。	
14 職員の人事、給	(1) 人事に関する重			(1) 所属職員の任	(1) 給与等の支払

<p>与等に関する事務 この項中労働基準法（昭和22年法律第49号）を「労基法」という。</p>	<p>要事項に関すること。</p>			<p>免等に関する内申を行うこと。 (2) 非常勤職員（附属機関等の構成員を除く。）の任免に関すること。 (3) 人事、給与（報酬及び諸手当を含む。以下この項中において同じ。）又は福利厚生に関する内申、通知、照会、回答等を行うこと。 (4) 労基法第75条から第77条まで及</p>	<p>事務に関する規則 （昭和47年鹿児島県規則第44号）第4条の規定に基づき、給与等の計算の基礎となる報告書の作成及び給与支払管理者又は計算管理者への報告を行うこと。</p>	
--	-------------------	--	--	---	--	--

び第79条から第82条までの規定に基づく療養補償費その他の災害補償費の支給に関すること。

(5) 労基法第78条の規定に基づき、休業補償又は障害補償の支給の例外について行政官庁の認定に係る申請に関すること。

(6) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基

				<p>づく職員 の公務災 害に係る 損害賠償 額の支払 いの請求 に関する こと。</p> <p>(7) 所属 職員の人 事評価を 行 う こ と。</p> <p>(8) 職場 研修その 他の研修 の計画及 び実施並 びに職員 に対する 研修命令 を行うこ と。</p>	
<p>15 職員の 服務等に 関する事 務</p> <p>この項 中鹿児島 県職員の 勤 務 時 間, 休暇</p>	<p>(1) 条例第 16条, 規 則第14条 第7号及び 第19条第3 項並びに 規程第12 条の4第2 項, 第12</p>	<p>(1) 条例第 16条, 規 則第14条 第7号及び 第19条第3 項並びに 規程第12 条の4第2 項, 第12</p>		<p>(1) 所属 職員の事 務分担を 決定する こと。</p> <p>(2) 条例 第16条, 規則第14 条第7号</p>	<p>(1) 規程 第22条及 び第23条 の規定に 基づき, 年次有給 休暇等処 理簿等の 保 管 整</p>

<p>等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）を「条例」、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）を「規則」、鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号）を「規程」という。</p>	<p>条の5第2項、第13条の5第3項及び第17条第2項の規定に基づき、副教育長の休暇(条例第11条に規定する療養休暇及び介護時間を除く。以下この項中同じ。)の承認(年次有給休暇にあつては時季変更権の行使の決定、産前休暇及び産後休暇にあつてはそれぞれ申出又は届出の処理。以下この項</p>	<p>条の5第2項、第13条の5第3項及び第17条第2項の規定に基づき、次長及び課長（相当職を含む。）の職にある者（以下この項中「次長等」という。）の休暇の承認又は介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤に係る届出の処理をすること。 (2) 労働基準法第33条第3項、</p>	<p>及び第19条第3項並びに規程第12条の4第2項、第12条の5第2項、第13条の5第3項及び第17条第2項の規定に基づき、所属職員の休暇の承認又は介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤に係る届出の処理をすること。 (3) 労働基準法第33条第3項、条例</p>	<p>理、欠勤報告書等の提出等を行うこと。 (2) 鹿児島県庁舎等防火管理規程（平成9年／鹿児島県／鹿児島県教育委員会／訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、火気責任者を指定すること。</p>
---	--	--	---	---

<p>中同じ。) 又は介護 休暇の取 消し、介 護時間の 取消し、 部分休業 の取消し 若しくは 欠勤に係 る届出の 処理をす ること。</p>	<p>条例第8条 及び規程 第10条の 規定に基 づき、次 長等の時 間外又は 休日の勤 務命令、 宿日直勤 務命令及 び別勤命 令をする こと。</p>	<p>第8条及 び規程第 10条の規 定に基づ き、所属 職員の時 間外又は 休日の勤 務命令、 宿日直勤 務命令及 び別勤命 令をする こと。</p>
<p>(2) 労働基 準法第33 条第3項、 条例第8条 及び規程 第10条の 規定に基 づき、副 教育長の 時間外又 は休日の 勤務命令、 宿日直勤 務命令及 び別勤命 令をする こと。</p>	<p>(3) 条例第 2条から第 6条まで及 び第10条 第1項並び に規則第2 条、第3条、 第4条及び 第9条の規 定に基づ き、次長 等のうち 特別勤務 職員及び 再任用短 時間勤務 職員の週</p>	<p>(4) 条例 第2条か ら第6条 まで及び 第10条第 1項並び に規則第 2条、第3 条、第4 条及び第 9条の規 定に基づ き、所属 職員のうち特別勤 務職員及 び再任用 短時間勤</p>
<p>(3) 条例第 5条及び第</p>	<p>休日及び</p>	<p></p>

<p>10条第1項並びに規則第4条及び第9条の規定に基づき、副教育長の週休日の振替等及び代休日の指定をすること。</p> <p>(4) 条例第8条の2及び規則第8条の2から第8条の9までの規定に基づき、副教育長の公務の運営の支障の有無の通知等をする。</p> <p>(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年鹿</p>	<p>勤務時間の割振りの決定(休憩時間の決定を含む。)並びに次長等の週休日の振替等及び代休日の指定をすること。</p> <p>(4) 条例第8条の2及び規則第8条の2から第8条の9までの規定に基づき、次長等の公務の運営の支障の有無の通知等をする。</p> <p>(5) 職免条例第2条及び職免規則第2条の規定に基</p>	<p>務職員の週休日及び勤務時間の割振りの決定(休憩時間の決定を含む。)並びに所属職員の週休日の振替等及び代休日の指定をすること。</p> <p>(5) 条例第8条の2及び規則第8条の2から第8条の9までの規定に基づき、所属職員の公務の運営の支障の有無の通知等をする。</p> <p>(6) 職免</p>
--	--	--

<p>児島県条例第17号。この項中「職免条例」という。)第2条及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年鹿児島県人事委員会規則第7号。この項中「職免規則」という。)第2条の規定に基づき、副教育長の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>(6) 規程第20条の規定に基づき、副教育長の転</p>	<p>づき、次長等の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>(6) 規程第20条の規定に基づき、次長等の転任延期を承認すること。</p> <p>(7) 規程第21条の規定に基づき、次長等の引継者を指名すること。</p>		<p>条例第2条及び職免規則第2条の規定に基づき、所属職員の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>(7) 規程第20条の規定に基づき、所属職員の転任延期を承認すること。</p> <p>(8) 規程第21条の規定に基づき、所属職員の引継者及び立会者を指定すること。</p>		
--	--	--	---	--	--

	<p>任延期を承認すること。</p> <p>(7) 規程第21条の規定に基づき、副教育長の事務引継ぎを受ける者（以下の項中「引継者」という。）を指名すること。</p>				
<p>16 職員等の旅行命令等に関する事務</p> <p>この項中鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号）を「条例」、鹿児島県職</p>	<p>(1) 条例第4条第2項及び第3項並びに第5条第1項及び第2項の規定に基づき、教育委員に対する旅行依頼をすること。（旅行依頼の変更及び通知を含む。）</p>	<p>(1) 条例第4条第2項及び第3項、第5条第1項及び第2項並びに第23条第3項、規則第7条の2並びに規程第18条及び第19条の規定に基づき、次長及び課長（相</p>		<p>(1) 条例第4条第2項及び第3項、第5条第1項及び第2項並びに第23条第3項、規則第7条の2並びに規程第18条及び第19条の規定に基づき、所</p>	

<p>員等の旅費支給規則（昭和26年鹿児島県規則第36号）を「規則」、鹿児島県教育委員会関係職員服務規程を「規程」という。</p>	<p>(2) 条例第4条第2項及び第3項、第5条第1項及び第2項並びに第23条第3項、規則第7条の2並びに規程第18条及び第19条の規定に基づき、副教育長の出張命令（旅行命令の変更及び通知並びに移転料支給対象期間の延長を含む。）、出張に関する指示若しくは出張復命の受理又は出張不在者の指</p>	<p>当職を含む。）の旅行命令等を行うこと。</p>		<p>属職員の旅行命令等を行うこと。</p> <p>(2) 条例第4条第2項及び第3項並びに第5条第1項及び第2項の規定に基づき、本庁に属する附属機関の委員又は専門委員の旅行命令又はその変更を行うこと。</p> <p>(3) 条例第4条第2項及び第3項並びに第5条第1項及び第2項の規定に基づき、旅行依頼</p>		
---	---	----------------------------	--	--	--	--

	定をすること。(以下この項中「旅行命令等」という。)			をすること。		
17 統計調査に関する事務		(1) 統計調査の結果を公表すること。		(1) 市町村教育委員会又は学校に対し、申告を命ずること。 (2) 関係行政機関の長等に対し、調査報告その他の協力を求めること。		
18 公の施設の指定管理者に関する事務 この項中鹿児島県公の施設に関する条例 (昭和39	(1) 条例第4条の規定に基づき、指定管理者の募集方法等の決定を行うこと。 (2) 条例第6条又は第7条第1項			(1) その他公の施設の指定管理者に関し必要なこと。		

<p>年鹿児島 県条例第 13号)を 「条例」 という。</p>	<p>の規定に 基づき、 指定管理 者の指定 を行うこ と。 (3) 条例第 8条の規定 に基づき、 協定の締 結を行う こと。 (4) 条例第 11条の規 定に基づ き、業務 の全部又 は一部の 停止命令 を行うこ と。</p>					
<p>19 その他 の事務</p>	<p>(1) 教育委 員会で決 定された 教育行政 基本方針 に基づき、 実施計画 を決定す ること。 (2) 表彰等 の決定又</p>	<p>(1) 重要な 広報、調 査等の行 政資料の 作成及び 公表に関 すること。 (2) 重要な 刊行物の 編集及び 発行に関</p>	<p>(1) 重要な 展覧会、 その他の 行事の共 催又は後 援の承認 及び当該 承認に係 る表彰状 等の交付 に関する</p>	<p>(1) 講習 会、講演 会その他 会議等の 開催に関 するこ と。 (2) 軽易 又は定例 的な展覧 会その他</p>	<p>(1) 許可 証、免許 証、登録 証等の交 付、書換 え又は再 交付に関 するこ と。 (2) 法令 の規定に</p>	<p>(1) 軽易 でかつ全 く裁量の 余地のな いき束的 な通知、 照会、回 答、報告 等に関す ること。 (2) 所掌</p>

<p>は国の表彰等にかかる推薦に関すること。</p> <p>(3) 重要な会議，研修会等の開催に関すること。</p> <p>(4) 重要な事業の実施要領の作成に関すること。</p> <p>(5) 教科等の研究協力校の指定に関すること。</p> <p>(6) 重要な申請，通知，通報，報告，届出，進達，催告等に関すること。</p> <p>(7) 国，公共団体等との協議等に関すること。</p>	<p>すること。</p> <p>(2) 陳情，請願等の処理に関すること。</p> <p>(3) 各種の調査員，審査員等として教育庁職員を指定し，又は委嘱すること。</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 陳情，請願等の処理に関すること。</p> <p>(3) 各種の調査員，審査員等として教育庁職員を指定し，又は委嘱すること。</p>	<p>の行事の共催又は後援の承認及び当該承認に係る表彰状等の交付に関すること。</p> <p>(3) 軽易又は定例的な表彰等の決定に関すること。</p> <p>(4) 申請，通知，通報，報告，届出，進達，催告等に関すること。</p> <p>(5) 国，公共団体等との軽易な協議等に関すること。</p> <p>(6) 各種事業の実施要領の作成に関</p>	<p>基づき行う立入検査等に係る身分証明書又は検査員証の発行に関すること。</p>	<p>事務に係る定型的かつ経常的な証明で特定の事実又は法令関係の存否に係るものを処理すること。</p>
---	---	---	--	---	---

ること。

(8) 国等に対する意見書，要望書等の提出に関すること。

(9) 聴聞又は弁明の機会の付与に関すること。

(10) 不服申立て，調停若しくは訴訟の処理又は訴訟代理人を指定すること。

(11) 重要な陳情，請願等の処理に関すること。

(12) 損失補償又は損害賠償の処理に関すること。

すること。

(7) 広報，調査等の行政資料の収集，作成及び公表に関すること。

(8) 刊行物の編集及び発行に関すること。

(9) 叙位叙勲に関する推薦等の事務に関すること。

(10) 軽易な損失補償又は損害賠償の処理に関すること。

(11) 軽易な行政上の指導，助言等に

	<p>(13) 重要な行政上の指導，助言，援助及び勧告を行うこと。</p> <p>(14) 法令の規定に基づく過料を決定すること。</p>		<p>関すること。</p> <p>(12) 災害を受けた職員に係る任命権者の意見に関すること。</p>		
--	---	--	---	--	--

別表第2（第5条関係）本庁の個別決裁事項

課名	事項	教育長決裁事項	副教育長決裁及び専決事項	教育次長決裁及び専決事項	課長専決事項	課長補佐専決事項	係長専決事項
総務福利課	1 叙位及び叙勲並びに表彰等に関する事務	(1) 生存者の叙勲（高齢者叙勲を除く。）について文部科学大臣に具申すること。 (2) 紅綬 ^{じゅ} 褒章等について文部科学大臣に具申すること。 (3) 内閣総理大臣表彰その他の表彰の候補者について具申し、又は推薦すること。			(1) 高齢者叙勲及び死亡叙位叙勲について文部科学大臣に具申すること。 (2) 叙位叙勲候補者及び表彰候補者等の推薦依頼に関すること。 (3) 叙位叙勲関係者及び表彰受章者等に対する伝達の通知を行うこと。		
	2 行政組	(1) 法第1			(1) 鹿児島		

<p>組織及び権限の配分に関する事務</p> <p>この項中地方自治法を「法」という。</p>	<p>80条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部の委任を受け、又は補助執行することについて知事からの協議を受けること。</p>	<p>島県教育庁等事務決裁規程第11条の規定に基づき、事務の代決者を指定すること。</p>
<p>(2) 法第180条の4第2項の規定に基づき、教育庁等の組織、職員の定数及び職員的身分取扱に関する規則等の制定改廃について知事と協議する</p>		

	こと。					
3 職員の定数に関する事務 この項中鹿児島県職員定数条例（昭和24年鹿児島県条例第45号の2）を「条例」という。		(1) 条例第4条の規定に基づき、職員の定数の配分をすること。		(1) 条例第3条の規定に基づき、定数外とすることができる職員を決定すること。		
4 職員の任免等に関する事務 この項中職員の任用に関する規則（昭和36年鹿児島県人事委員会規則第1号）を「規則」という。	(1) 役付職への任免等の発令及び役付職の転任のうち兼任、兼務若しくは兼補（以下この項中「兼任等」という。）又は併任の発令をすること。 (2) 地方		(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第4条第1項又は第2項の規定に基づき教員を指導主事に充てようとする場合、他	(1) 役付職以外の職への任免等、兼任等又は併任の発令をすること。	(1) 規則第17条の規定に基づき、人事委員会に対する任用候補者の提示の請求をすること。 (2) 規則第23条から第25条まで及び第27条の規定に基づき、選	(1) 規則第19条第2項の規定に基づき、任用辞退届について人事委員会へ通知すること。 (2) 規則第21条の規定に基づき、任用候補

		<p>自治法第252条の17第1項及び第2項の規定に基づき、職員の派遣を求め、又は職員の派遣について協議すること。</p>	<p>の教育委員会又は市町村教育委員会の同意を求めると。</p>	<p>考により採用又は昇任しうる職に係る人事委員会への承認申請をすること。 (3) 規則第29条及び第30条の規定に基づき、臨時的任用等に係る人事委員会への承認申請をすること。</p>	<p>者の任用選択結果について通知すること。 (3) 労働基準法第22条第1項の規定に基づき、退職者に係る使用期間、業務の種類等について証明書を交付すること。 (4) 職員の身分証明、源泉徴収票に関する証明を行うこと。</p>
--	--	---	----------------------------------	--	---

						(5) 職員 の履歴 事項を 証明す ること。
5 職員の 給与に関 する事務 この項 中鹿児島 県職員の 給与に関 する条例 (昭和26 年鹿児島 県条例第 13号)を 「条例」 という。	(1) 条例 第4条の2 の規定に 基づく職 務の級別 定数の設 定又は改 定及びこ れに係る 人事委員 会との協 議に関す ること。 (2) 条例 第5条の 規定に基 づく課長 (相当職 を含む。) 以上の職 にある者 の職務の 級,号給, 給料月 額,昇格 若しくは 昇給又は			(1) 条例 第5条の 規定に基 づく課長 (相当職 を含む。) 以上の職 以外の職 にある者 の職務の 級,号給, 給料月 額,昇格 若しくは 昇給又は 昇給期間 の短縮の 決定及び これに係 る人事委 員会との 協議に関 すること。 (2) 給料 の調整額 の支給を		(1) 昇 給, 昇 格の発 令通知 をする こと。 (2) 退職 手当の 受給の 有無を 証明す ること。

	昇給期間の短縮の決定及びこれに係る人事委員会との協議に関すること。			決定すること。 (3) 初任給調整手当の支給を決定すること。	
6 職員の勤務時間等に関する事務 この項中労働基準法を「法」、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）を「法施行規則」、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例を「条例」という。		(1) 条例第2条第3項の規定に基づき、条例第2条第1項に規定する勤務時間を超えて勤務する必要がある職員の勤務時間について人事委員会へ承認申請を行い、及び当該勤務時間を定めること。		(1) 法第34条第2項及び法施行規則第15条の規定に基づき、本庁勤務職員についての労働基準監督機関に対し、一せいで休憩除外許可申請をすること。 (2) 法第36条の規定に基づき、時間外労働及び休日労働	(1) 法第36条及び法施行規則第17条の規定に基づき、労働基準監督機関に対する時間外労働及び休日労働に関する協定の届出をすること。

				働に関する協定の締結に関すること。 (3) 法第41条第3号及び法施行規則第34条の規定に基づき、本庁の断続的労働等従業職員についての労働基準監督機関に対する労働時間等に関する規定の適用除外許可の申請に関すること。	
7 職員の分限及び懲戒に関する事務 この項中地方公	(1) 職員を訓告処分すること。 (2) 地公労法附則	(1) 法第28条第2項第1号並びに条例第4条第1項及び第2項の規		(1) 法第28条第2項第1号及び条例第4条第1項第2号の	(1) 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に

<p>務員法を「法」、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）を「地公労法」、労働基準法を「労基法」、鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第50号）を「条例」という。</p>	<p>第5項の規定により準用される同法第12条の規定に基づき、地公労法の準用を受ける職員のうち、争議行為の禁止の規定に違反した者を解雇すること。</p>	<p>定に基づき、係長（相当職を含む。）以上の職（以下この項中「役付職」という。）にある者の心身の故障による休職処分又は勤務復帰命令をすること。</p>	<p>規定に基づき、役付職以外の職にある者の心身の故障による休職処分又は勤務復帰命令をすること。</p> <p>(2) 労基法第19条第2項及び第20条第3項の規定に基づき、労働基準監督機関に対する解雇制限除外又は解雇予告除外認定申請をすること。</p> <p>(3) 労基法第20条第1項の規定に基</p>	<p>関する規則（昭和26年鹿児島県人事委員会規則第9号）第5条第3項の規定に基づき、職員の分限処分又は懲戒処分における人事委員会へ関係書類を送付すること。</p>
--	--	--	--	--

づき、解
雇するこ
ととされ
た職員に
対する解
雇の予告
をすること。
と。

(4) 条例
第1条の2
の規定に
基づき、
職員の学
術研究、
外国招へ
い等によ
る休職処
分をす
ること。

(5) 条例
第2条第1
項の規定
に基づ
き、職員
の意に反
する降
任、免職
又は休職
の処分の
場合にお
ける医師
の指定等

				に関する こと。	
8 職員の 服務に関 する事務 この項 中地方公 務員法を 「地公 法」、地 方自治法 を「地自 法」、議 院におけ る証人の 宣誓及び 証言等に 関する法 律（昭和 22年法律 第225号） を「議院 証言等 法」、地 方公務員 の育児休 業等に関 する法律 （平成3 年法律第 110号） を「育休	(1) 地自 法第100 条第4項 及び議院 証言等法 第5条第2 項の規定 に基づ き、議会 又は議院 からの請 求に係る 職員（職 員であつ た者を含 む。以下 この項に おいて同 じ。）の 証言等の 承認を拒 む理由の 疎明を行 うこと。 (2) 地自 法第100 条第5項 の規定に 基づき、 議会から	(1) 地公法 第34条第2 項、地自 法第100条 第4項及び 議院証言 等法第5条 第1項の規 定に基づ き、職員 が証人等 になった 場合にお ける職務 上の秘密 に属する 事項につ いての証 言、又は 記録を提 出するこ とについ て承認す ること。 (2) 地公法 第38条第1 項の規定 に基づき 次長（相 当職を含		(1) 地公 法第38条 第1項の 規定に基 づき課長 （相当職 を含む。） 以下の職 にある者 の営利企 業従事等 許可をす ること。 (2) 職員 の勤務状 況調査を 実施する こと。 (3) 育休 法第2条 第3項、 第3条第3 項、第5 条第2項、 第10条第 3項、第1 1条第2 項、第12 条並びに 第19条第	(1) 管理 職員等 の範囲 を定め る規則 （昭和4 1年鹿児 島県人 事委員 会規則 第2号） 第3条の 規定に 基づき、 機関の 組織の 改廃等 について人事 委員会 に通知 すること。

<p>法」，鹿 児島県職 員の勤務 時間，休 暇等に関 する規則 （平成7 年鹿児島 県規則第 14号）を 「規則」 という。</p>	<p>の請求に 係る職員 の証言等 の公の利 益を害す る旨の声 明をする こと。 (3) 地公 法第38条 第1項の 規定に基 づき副教 育長の営 利企業従 事等許可 をするこ と。 (4) 育休 法第2条 第3項， 第3条第3 項，第5 条第2項， 第10条第 3項，第1 1条第2 項，第12 条並びに 第19条第 1項及び 第3項並</p>	<p>む。)の職 にある者 の営利企 業従事等 許可をす ること。 (3) 育休法 第2条第3 項，第3条 第3項，第 5条第2項， 第10条第3 項，第11 条第2項， 第12条並 びに第19 条第1項及 び第3項並 びに規則 第18条及 び第21条 第1項の規 定に基づ き，次長 又は課長 （それぞ れ相当職 を含む。） の職にあ る者（以 下この欄 中「次長</p>	<p>1項及び 第3項並 びに規則 第18条及 び第21条 第1項の 規定に基 づき，課 長 補 佐 （相当職 を含む。） 以下の職 にある者 （以下こ の欄中 「課長補 佐等」と いう。） の育休等 若しくは 介護時間 又は育休 等延長の 承認及び 育休等の 承認の取 消しを行 うこと。 (4) 地公 法第26条 の5第1項 及び第5</p>
---	--	---	---

びに規則
第18条及
び第21条
第1項の
規定に基
づき、副
教育長の
育 児 休
業、育児
短時間勤
務若しく
は部分休
業（以下
この項中
「育休等
という。）
若しくは
介護時間
又は育児
休業若し
くは育児
短時間勤
務の期間
の 延 長
（以下こ
の 項 中
「育休等
延長」と
いう。）
の承認及
び育休等
の承認の
等」とい
う。）の育
休等若し
くは介護
時間又は
育休等延
長の承認
及び育休
等の承認
の取消し
を行うこ
と。
(4) 地公法
第26条の5
第1項及び
第5項並び
に条例第7
条第3項の
規定に基
づき、次
長等の自
己啓発等
休業又は
自己啓発
等休業の
期間の延
長の承認
及び自己
啓発等休
業の承認
の取消し
を行うこ

項並びに
条例第7
条第3項
の規定に
基づき、
課長補佐
等の自己
啓発等休
業又は自
己啓発等
休業の期
間の延長
の承認及
び自己啓
発等休業
の承認の
取消しを
行 う こ
と。
(5) 地公
法第26条
の 6 第 1
項、第4
項及び第
6項の規
定に基づ
き、課長
補佐等の
配偶者同
行休業又
は配偶者
同行休業

		<p>取消しを 行 う こ と。</p> <p>(5) 地公 法第26条 の5第1項 及び第5 項並びに 鹿児島県 職員等の 自己啓発 等休業に 関する条 例（平成 20年鹿児 島県条例 第6号。 以下この 項中「条 例」とい う。）第7 条第3項 の規定に 基づき、 副教育長 の自己啓 発等休業 又は自己 啓発等休 業の期間 の延長の 承認及び</p>	<p>と。</p> <p>(5) 地公法 第26条の6 第1項, 第 4項及び第 6項の規定 に基づき, 次長等の 配偶者同 行休業又 は配偶者 同行休業 の期間の 延長の承 認及び配 偶者同行 休業の承 認の取消 しを行う こと。</p>	<p>の期間の 延長の承 認及び配 偶者同行 休業の承 認の取消 しを行う こと。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>自己啓発等休業の承認の取消しを行うこと。</p> <p>(6) 地公法第26条の6第1項、第4項及び第6項の規定に基づき、副教育長の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の承認の取消しを行うこと。</p>				
9 職員の研修に関する事務		(1) 職員研修に関する基本計画の策定を行うこと。		(1) 職員の研修の実施に関すること。	

<p>10 職員の人事評価に関する事務 この項中地方公務員法を「法」という。</p>		<p>(1) 人事評価に関する計画を策定すること。</p>				
<p>11 文書の取扱いに関する事務 この項中鹿児島県教育委員会文書規程を「規程」という。</p>				<p>(1) 規程第4条第1項の規定に基づき、各課及び各出先機関等の文書事務を調査し、及び指導すること。 (2) 規程第44条第3項の規</p>	<p>(1) 規程第15条第3項の規定に基づき、告示・公告例文承認台帳に登録し、その結果を通知すること。 (2) 規程第28条第2項の規</p>	<p>(1) 規程第42条第2項の規定に基づき、保管期間の満了した文書の引継ぎを受けること。 (2) 規程第42条第3項第</p>

					<p>定に基づき、閲覧等を承認した保存文書の破損等の届出に係る指示をすること。</p>	<p>定に基づき、公印の印影印刷を承認すること。</p> <p>(3) 規程第45条第2項の規定に基づき、保存文書の長期借用の承認を行うこと。</p> <p>(4) 規程第46条の規定に基づき、保存文書の返還の承認を行うこと。</p> <p>(5) 規程第47条第1項の規定に基づき、保存期間の満了した文書の廃棄等につい</p>	<p>5号の規定に基づき、保存文書管理票を送付すること。</p> <p>(3) 規程第43条の規定に基づき、文書庫の管理及び立入りの許可をすること。</p> <p>(4) 規程第44条第1項の規定に基づき、保存文書の閲覧等を承認すること。</p> <p>(5) 規程第47条第1項の</p>
--	--	--	--	--	---	--	---

						て協議すること。	規定に基づき、保存期間を経過した文書の廃棄等の決定をすること。
12 情報化の推進に関する事務	(1) 情報化に必要なシステムの開発方針を決定すること。		(1) 情報化に関する各課間の総合調整に関すること。	(1) 情報化に関する関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (2) 情報化に必要な調査の実施及び資料の収集に関すること。 (3) 情報化に係る研修の実施に関すること。 (4) 教育情報ネッ			

				トワーク等の利用に関すること。		
13	特定個人情報保護評価の実施に関する事務 この項中特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）を「規則」という。			(1) 規則第3条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の計画等の記載等をした書面等を作成すること。 (2) 規則第5条、第6条、第7条第5項及び第6項並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づき、基礎項目評価書等を個人情報保護委員会へ提		

				出し、公表すること。		
14 公印の 取扱い等 に関する 事務 この項 中鹿児島 県教育委 員会公印 規程を 「規程」 という。				(1) 規程 第12条の 規定に基 づき、公 印事故届 の処理を 行うこと。	(1) 規程 第5条第1 項の規定 に基づ き、公印 新調（改 刻）に係 る協議に おける同 意を行う こと。	(1) 規程 第5条第 3項の規 定に基 づき、 公印の 登録を 行うこと。 (2) 規程 第6条第 2項の規 定に基 づき、 公印登 録の抹 消を行 うこと。 (3) 規程 第7条第 2項の規 定に基 づき、 旧公印 の保存 及び廃 棄を行 うこと。
15 電子署				(1) 規程	(1) 規程	

<p>名に関する事務 この項 中鹿児島 県教育委 員会電子 署名規程 を「規程」 という。</p>				<p>第6条第2 項の規定 に基づ き、鍵情 報格納カ ード発行 及び失効 に関する 事務を行 うこと。 (2) 規程 第9条の 規定に基 づき、鍵 情報格納 カードの 事故届の 処理を行 うこと。</p>	<p>第6条第3 項の規定 に基づ き、鍵情 報格納カ ードの交 付に關す る事務を 行 う こ と。</p>	
<p>16 法令審 査に關す る事務</p>	<p>(1) 規則, 規約及び 重要な訓 令又は告 示の制定 改廃の法 令審査を 行 う こ と。</p>			<p>(1) 訓令 又は法規 的な性格 を持つ告 示の法令 審査を行 うこと。 (2) 鹿児 島県教育 庁法令審 議委員会 規程（昭 和47年鹿</p>		<p>(1) 軽易 又は定 例的な 事項の 告示, 公告, 公表等 の法令 審査を 行 う こ と。</p>

				児島県教育委員会 教育長訓令第4号) 第3条第3項の規定に基づき、法令審議委員会委員を任命すること。		
17 教育委員会 の会議に関する事務	(1) 教育委員会の会議の招集事務を行うこと。 (2) 教育委員会に議案を提出すること。 (3) 教育委員会の議事録を調製すること。			(1) 教育委員会の会議の傍聴に係る事務を処理すること。		
18 公益法人等に関する事務 この項			(1) 法第125条第1項の規定に基づ	(1) 法第123条第2項の規定に基づ		

<p>中一般社 団法人及 び一般財 団法人に 関する法 律及び公 益社団法 人及び公 益財団法 人の認定 等に関する法律の 施行に伴 う関係法 律の整備 等に関する法律 (平成18 年法律第 50号)を 「法」、 公益社団 法人及び 公益財団 法人の認 定等に関 する法律 (平成18 年法律第 49号)を 「認定法」という。</p>		<p>き、移行 法人(法 第126条 第3項の 規定によ り、合併 後存続す る法人又 は合併に より設立 する法人 を移行法 人とみな す場合を 含む。以 下この項 中同じ。)の公益目 的支出計 画の変更 を認可す ること。(2) 法第1 29条第1 項及び第 2項の規 定に基づ き、移行 法人に対 し、必要 な措置を とるべき</p>	<p>き、公益 目的支出 計画の履 行を確保 するため に移行法 人を監督 すること。 (2) 法第1 24条の規 定に基づ き、移行 法人の公 益目的支 出計画の 実施が完 了したこ とを確認 すること。 (3) 法第1 25条第3 項の規定 に基づ き、移行 法人から の名称変 更等の届 出を処理 すること。</p>	
---	--	--	---	--

	旨の勧告 をし、及 び勧告に 係る措置 をとるべ きことを 命ずるこ と。	(4) 法第1 26条第1 項及び第 6項の規 定に基づ き、移行 法人が合 併した場 合の届出 を処理す ること。	
	(3) 法第1 30条の規 定に基づ き、移行 法人の清 算時の残 余財産の 帰属を承 認するこ と。	(5) 法第1 27条第3 項の規定 に基づ き、移行 法人の計 算書類等	
	(4) 法第1 31条第1 項の規定 に基づ き、偽り その他不 正の手段 により移 行認可を 受けたこ とにより 移行認可 を取り消 すこと。	及び公益 目的支出 計画実施 報告書を 受理する こと。 (6) 法第1 27条第4 項の規定 に基づ き、移行 法人の公 益目的支 出計画実	

				<p>(5) 法第138条第2項において準用する法第133条第3項及び第4項の規定に基づき、公益認定等審議会に諮問すること。</p> <p>(6) 法第139条において準用する認定法第44条第2項の規定に基づき、公益認定等審議会の答申に基づいてとつた措置を公益認定等審議会に報告すること。</p>	<p>施報告書の閲覧又は謄写の請求を処理すること。</p> <p>(7) 法第132条第2項の規定に基づき、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたものとみなされた旨の届出を処理すること。</p> <p>(8) 法第140条において準用する法第135条第1項の規定に基づき、届出に係る書類の写し</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(7) 法第141条において準用する法第136条第3項の規定に基づき、公益認定等審議会の勧告に基づいてとつた措置について公益認定等審議会上に報告すること。</p>	<p>並びに計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しを公益認定等審議会上に送付すること。</p>
<p>(8) 認定法第4条の規定に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益認定を行うこと。</p>	<p>(9) 法第140条において準用する法第135条第2項の規定に基づき、公益認定等審議会上が諮問を要しないものと認めたものについて公益認定等審議会上に諮問しない</p>
<p>(9) 認定法第10条の規定に</p>	<p>で措置を講じた旨を公益認</p>

				<p>に基づき、公益認定をした旨を公示すること。(10) 法第(認定法第11条第4項及び第25条第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>(10) 認定法第11条第1項の規定に基づき、変更の認定を行うこと。</p> <p>(11) 認定法第25条第1項の規定に基づき、公益法人の合併による地位の承継を認可すること。</p>	<p>定等審議会に通知すること。</p> <p>(10) 法第142条において準用する認定法第56条の規定に基づき、法の施行のために必要な場合に官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めること。</p> <p>(11) 法第128条第1項及び第143条第2項の規定に基づき、公益認定等審議会の庶務をつか</p>
--	--	--	--	--	--

			<p>(12) 認定 法第28条 第1項及 び第2項 の規定に 基づき、 公益法人 に必要な 措置をと るべき旨 を勧告 し、及び 勧告の内 容を公表 すること。 と。</p> <p>(13) 認定 法第28条 第3項及 び第4項 の規定に 基づき、 公益法人 に勧告に 係る措置 をとるべ きことを 命じ、及 びその旨 を公示す ること。</p> <p>(14) 認定</p>	<p>さどる職 員に検査 させ、及 び検査の 結果を公 益認定等 審議会へ 報告する こと。</p> <p>(12) 認定 法第8条 の規定に 基づき、 行政機関 等の意見 を聴くこ と。(認定 法第11 条第4項 及び第25 条第4項 において 準用する 場合を含 む。)</p> <p>(13) 認定 法第12条 第1項の 規定に基 づき、行 政庁の変 更を伴う</p>		
--	--	--	---	---	--	--

			<p>法第29条 第1項、 第2項、 第4項及 び第6項 の規定に 基づき、 公益法人 の公益認 定を取り 消し、及 び取り消 した旨を 公示し、 並びに当 該公益法 人の名称 の変更の 登記を囑 託するこ と。</p> <p>(15) 認定 法第30条 第4項の 規定に基 づき、認 定取消法 人等に対 する公益 目的取得 財産残額 及び当該</p>	<p>変更の認 定に係る 申請書を 經由する こと。(認 定法第25 条第4項 において 準用する 場合を含 む。)</p> <p>(14) 認定 法第12条 第2項の 規定に基 づき、変 更前の行 政庁から 事務の引 継ぎを受 けるこ と。(認 定法第25 条第4項 において 準用する 場合を含 む。)</p> <p>(15) 認定 法第13条 第1項及 び第2項</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>公益目的 取得財産 残額又は その一部 に相当す る額の金 銭の贈与 に係る契 約が成立 した旨を 通知する こと。</p> <p>(16) 認定 法第51条 において 準用する 認定法第 43条の規 定に基づ き、公益 認定等審 議会に諮 問するこ と。</p> <p>(17) 認定 法第52条 で準用す る認定法 第44条第 2項の規 定に基づ き、公益</p>	<p>の規定に 基づき、 変更の届 出を処理 し、及び 届出があ った旨を 公示する こと。</p> <p>(16) 認定 法第22条 第1項の 規定に基 づき、公 益法人の 財産目録 等を受理 するこ と。</p> <p>(17) 認定 法第22条 第2項及 び第3項 の規定に 基づき、 公益法人 の財産目 録等の閲 覧又は謄 写の請求 を処理す ること。</p>
--	---	--

			<p>認定等審議会 の答申に基づいてとつた措置について公益認定等審議会に報告すること。</p>	<p>(18) 認定法第53条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣の知事への指示を公益認定等審議会に通知すること。</p> <p>(19) 認定法第53条第2項において準用する認定法第45条第3項の規定に基づき、</p>	<p>(18) 認定法第24条第1項及び第2項の規定に基づき、公益法人の合併等の届出を処理し、及びその旨を公示すること。</p> <p>(19) 認定法第26条第1項及び第4項の規定に基づき、公益法人の解散の届出を処理し、及びその旨を公示すること。</p> <p>(20) 認定法第26条第2項の規定に基づき、公</p>		
--	--	--	---	---	--	--	--

			<p>公益認定等審議会が諮問を要しないものと認められたものについて</p>	<p>公益認定等審議会に諮問しないで措置を講じた旨を公益認定等審議会に通知すること。</p> <p>(20) 認定法第54条において準用する認定法第46条第3項の規定に基づき、公益認定等審議会の勧告に基づいてとつた措置について公</p>	<p>益法人の残余財産の引渡しの見込みの届出を処理すること。</p> <p>(21) 認定法第26条第3項及び第4項の規定に基づき、公益法人の清算終了の届出を処理し、及びその旨を公示すること。</p> <p>(22) 認定法第27条第1項及び第59条第2項の規定に基づき、公益認定等審議会の庶務をつかさどる</p>		
--	--	--	---------------------------------------	--	---	--	--

益認定等
審議会に
報告する
こと。

職員に検
査させ、
及び検査
の結果を
公益認定
等審議会
へ報告す
ること。

(23) 認定
法第28条
第5項の
規定に基
づき、行
政機関等
の意見を
聴くこと。
(認定法第29
条第3項
において
準用する
場合を含
む。)

(24) 認定
法第31条
の規定に
基づき、
許認可等
行政機関
等からの
意見を処
理するこ

と。

(25) 認定
法第53条
第2項に
おいて準
用する認
定法第45
条第1項
の規定に
基づき、
公益法人
からの届
出に係る
書類の写
し及び財
産目録等
の写しを
公益認定
等審議会
に送付す
ること。

(26) 認定
法第53条
第2項に
おいて準
用する認
定法第45
条第2項
の規定に
基づき、
許認可等
行政機関

				<p>等からの意見を公益認定等審議会に通知すること。</p> <p>(27) 認定法第56条の規定に基づき、法の施行のために必要な場合に官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めること。</p> <p>(28) 認定法第57条の規定に基づき、公益法人の活動状況等の情報の提供について必要な措置を講ずること。</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>19 教育に関する公益信託に関する事務</p> <p>この項中公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）を「法」、鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成20年鹿児島県教育委員会規則第8号）を「規則」という。</p>	<p>(1) 法第4条第1項の規定に基づき、公益信託事務の処理に関する処分を命ずること。</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定に基づき、公益信託の変更を命ずること。</p> <p>(3) 法第6条の規定に基づき、公益信託の変更又は併合若しくは分割を許可すること。</p> <p>(4) 法第7条の規定に基づき、公益信託の受託者の辞任を許可する</p>	<p>(1) 法第3条及び第4条第1項の規定に基づき、公益信託の受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は信託事務及び財産の状況を検査すること。</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条の2第2項及び第3項、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条の4第2項及</p>
---	--	--

		こと。		
		(5) 法第9条の規定に基づき、公益信託の継続を決定すること。		び第3項並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の4第2項及び第3項に規定する特定公益信託の証明及び認定を行うこと。
		(6) 信託法（平成18年法律第108号）第46条第2項及び法第8条の規定に基づき、公益信託の検査役を選任すること。		(3) 規則第3条の規定に基づく公益信託の財産移転の報告を処理すること。
		(7) 信託法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき、公益信託の受託者を解任すること。（信託法第70条（同法第7		(4) 規則第4条の規定に基づく公益信託の事業計画書及び収支

			<p>4条第6項において準用する場合を含む。)及び第128条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(8) 信託法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき、公益信託の新たな受託者を選任すること。 (信託法第129条第1項において準用する場合を含む。)</p> <p>(9) 信託法第63条第1項及び法第8条の規定に基づき、公益</p>	<p>予算書 (変更に係るものを含む。)の報告を処理すること。</p> <p>(5) 規則第5条に基づく公益信託の事業状況報告書等を処理すること。</p> <p>(6) 規則第7条の規定に基づく公益信託の変更の届出を処理すること。</p> <p>(7) 規則第15条の規定に基づく公益信託の受託者の任務の終了の届出を</p>	
--	--	--	---	--	--

信託の信託財産管理者による管理を命ずること。

(10) 信託法第66条第4項及び法第8条の規定に基づき、公益信託の保存行為等の範囲を超える行為を許可すること。

(11) 信託法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第57条第2項及び

こと。

(8) 規則第27条の規定に基づく公益信託の信託財産の登記完了等の届出を処理すること。

(9) 規則第31条の規定に基づく公益信託の終了等の報告を処理すること。

法第8条の規定に基づき、公益信託の信託財産管理者の辞任を許可すること。

(12) 信託法第74条第2項の規定及び法第8条の規定に基づき、公益信託の信託財産法人管理人による管理を命ずること。

(13) 信託法第123条第4項、第127条第6項又は第258条第6項及び法第8条の規定に基づき、公益信託

の信託管理
人を選
任し、又
は信託管
理人の報
酬を定め
ること。

(14) 信託
法第128条
第2項にお
いて準用
する同法
第57条第2
項及び法
第8条の規
定に基づ
き、公益
信託の信
託管理人
の辞任を
許可する
こと。

(15) 信託
法第165条
第1項及び
法第8条の
規定に基づ
き、公益
信託の特
別の事情
による終
了を命

		<p>ずること。</p> <p>(16) 規則第30条の規定に基づき、公益信託の残余財産処分を許可すること。</p>			
20 広報に関する事務		<p>(1) 広報活動の年次計画を決定すること。</p> <p>(2) 広報媒体に関する基本方針を決定すること。</p>		<p>(1) 広報会議の招集に関すること。</p> <p>(2) 広報誌の内容及び発送先を決定すること。</p> <p>(3) 報道機関に対する情報提供を行うこと。</p>	<p>(1) 広報誌の原稿依頼に関すること。</p> <p>(2) 広報誌を発送すること。</p> <p>(3) 関係機関との連絡に関すること。</p>
21 広聴に関する事務		<p>(1) 広聴に関する基本方針を決定すること。</p>		<p>(1) 陳情書等の処理に関すること。</p> <p>(2) 教育モニターへの推薦に</p>	

				関すること。		
22	統計法 (平成19 年法律第 53号。以 下この項 中「法」 という。) に関する 事務			(1) 法第2 4条の規 定に基づ く、統計 調査の目 的等の総 務大臣へ の届出及 び総務大 臣に届け 出た目的 等の変更 の届出に 関すること。 (2) 法第2 7条第2項 の規定に 基づく、 総務大臣 への情報 の提供依 頼に関する こと。 (3) 法第3 0条の規 定に基づ く、行政 機関の長 からの協		

				力依頼に関すること。 (4) 法第55条の規定に基づく、総務大臣からの報告依頼に関すること。 (5) 法第56条の規定に基づく、総務大臣の求めによる資料等の提出及び説明に関すること。	
23 高等学校の授業料減免に関する事務 この項 中鹿児島県立中学校及び高等学校授	(1) 規則第10条の規定に基づき、授業料の減免について必要な事項を定めること。			(1) 条例第9条並びに規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき、授業料の減免について	(1) 規則第4条の規定に基づき、授業料減免承認の通知をすること。

<p>業料等徴収 条 例 (昭和32年鹿児島県条例第17号)を「条例」、鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則(昭和38年鹿児島県教育委員会規則第11号)を「規則」という。</p>				<p>承認すること。 (2) 条例第10条第2項の規定に基づき、証明手数料の免除について承認すること。</p>		
<p>24 高等学校の入学料免除に関する事務 この項中鹿児島県立高等学校入学料の免除</p>	<p>(1) 規則第5条の規定に基づき、入学料の免除について必要な事項を定めること。</p>					

<p>に関する規則（平成4年鹿児島県教育委員会規則第1号）を「規則」という。</p>						
<p>25 教育委員会事務の査察に関する事務 この項中鹿児島県教育委員会事務査察規程（昭和25年鹿児島県教育委員会訓令第2号）を「規程」という。</p>				<p>(1) 規程第3条第1項の規定に基づき、事務査察委員を任命すること。 (2) 規程第3条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長を任命すること。 (3) 規程第4条の規定に基づき、書記を任命すること。</p>		

				と。 (4) 規程第5条の規定に基づき、査察予定計画を承認すること。	
26 事務室の割当等に関する事務				(1) 本庁内における事務室の割当等を行うこと。	(1) 教育委員会室の使用を許可すること。
27 職員及び学校職員の福利厚生に関する事務 この項中地方公務員法を「法」という。	(1) 法第42条の規定に基づき、福利厚生計画を定めること。			(1) 法第42条の規定に基づき、福利厚生計画諸事業を実施すること。(福利厚生監)	
28 職員の健康安全管理に関する事務 この項中鹿児島県教育委	(1) 規程第23条の規定に基づき、副教育長及び次長(相当職		(1) 規程第23条の規定に基づき、課長(相当職を含む。以下	(1) 規程第9条第1項の規定に基づき、安全推進者を置く所属	(1) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第

	<p>員会職員 安全衛生 管理規程 を「規程」 という。</p>	<p>を含む。 以下この 項中同 じ。)の 職にある 者に係る 健康指定 区分の決 定及び通 知をする こと。 (2) 規程 第36条, 第37条又 は第39条 の規定に 基づき, 副教育長 及び次長 の職にあ る者の療 養休暇又 は勤務復 帰の承認 をするこ と。</p>		<p>この項中 同じ。)の 職にあ る者に係 る健康指 定区分の 決定及び 通知をす ること。 (2) 規程 第36条, 第37条又 は第39条 の規定に 基づき, 課長の職 にある者 の療養休 暇又は勤 務復帰の 承認をす ること。</p>	<p>所の指定 をすること。 (福利厚生 監) (2) 規程 第8条第2 項, 第9 条第4項 及び第11 条第2項 の規定に 基づき, 衛生管理 者, 安全 推進者, 作業主任 者の選任 及び規程 第13条第 5項に基 づく, 総 括産業医 並びに産 業医を委 嘱すること。 (福利厚生 監) (3) 規程 第23条の 規定に基</p>	<p>2条の規 定に基 づく, 労働基 準監督 機関に 対する 総括安 全衛生 管理者 の選任 の報告 をする こと。</p>
--	--	---	--	---	---	---

				<p>づき，課長補佐（相当職を含む。以下この項中同じ。）以下の職にある者に係る健康指定区分の決定及び通知をすること。（福利厚生監）</p> <p>(4) 規程第36条，第37条又は第39条の規定に基づき，課長補佐以下の職にある者の療養休暇又は勤務復帰の承認をすること。</p>	
29	職員及			(1) 恩給	(1) 恩給

<p>び学校職員であつた者の恩給に関する事務</p>				<p>の裁定をすること。(福利厚生監) (2) 恩給の進達をすること。(福利厚生監) (3) 恩給の調査をすること。(福利厚生監)</p>		<p>裁定事項等の証明を行うこと。</p>
<p>30 永年勤続者表彰に関する事務</p>	<p>(1) 永年勤続者表彰の被表彰者の決定に関すること。</p>					
<p>31 公益財団法人鹿児島県育英財団等に関する事務</p>	<p>(1) 育英奨学金の原資貸付け及び助成の計画策定に関すること。</p>			<p>(1) 育英奨学金の原資貸付け及び助成に関する事務を執行すること。(福利厚生</p>		<p>(1) 旅客運賃割引証に関する事務を行うこと。</p>

				監)		
32 教職員 等住宅の 建設及び 管理に関 する事務 この項 中鹿児島 県共済住 宅管理規 則（昭和 40年鹿児 島県規則 第50号） を「規則」 という。	(1) 教職 員等住宅 の建設計 画を策定 するこ と。			(1) 規則 第5条第1 項の規定 に基づ き、入居 の許可を するこ と。（福 利厚生 監) (2) 規則 第5条第2 項の規定 に基づ き、優先 的入居の 必要につ いて認定 するこ と。（福 利厚生 監) (3) 規則 第11条第 2項の規 定に基づ き、入居 者の負担 する経費 の特例措 置を認め	(1) 規則 第6条の 規定に 基づき、 入居日 を指定 し、本 人に通 知する こと。 (2) 規則 第7条の 規定に 基づき、 入居日 の特例 を承認 するこ と。	

					ること。 (福利厚生監) (4) 規則 第12条第 2項の規 定に基づ き、管理 人を任命 すること。 (福利厚生 監)		
学 校 施 設 課	1 市町村 立学校 (高等学 校を除 く。以下 この項に おいて同 じ。)並 びに公立 の専修学 校及び各 種学校の 設置廃止 等に関する 事務 この項 中学校教 育法(昭 和22年法	(1) 市町 村立学校 並びに専 修学校及 び各種学 校の設置 及び廃止 並びに設 置者の変 更等の認 可に関する こと (法第4 条, 第13 0条, 第1 34条第2 項)。 (2) 法第1 36条第2		(1) 法第4 条の規定 に基づ き, 市町 村立学校 並びに専 修学校及 び各種学 校の市町 村の廃置 分合に伴 う設置者 の変更を 認可する こと。	(1) 法第1 36条第1 項の規定 に基づ き, 公立 の専修学 校及び各 種学校の 設置の認 可を申請 すべき旨 を勧告す ること。 (2) 法第4 条の2, 施行令第 25条, 第 26条及び 第26条の		

<p>律第26号)を「法」,学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)を「施行令」という。</p>	<p>項の規定に基づき,無認可で専修学校又は各種学校の教育を行う市町村に対して教育の停止を命ずること。</p>			<p>2の規定に基づき,市町村立学校並びに専修学校及び各種学校の設置廃止手続に関する届出を受理すること。</p>		
<p>2 認定こども園に関する事務 この項中就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)を「法」という。</p>	<p>(1) 法第8条第1項の規定に基づき,認定こども園の認定及びその取消しに係る知事からの協議を受けること。</p>					

<p>3 県立学校施設の管理に関する事務</p>				<p>(1) 鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）第7条の規定に基づき、施設設備の目的外利用許可について承認すること。</p>		
<p>4 高等学校へき地生徒寄宿舎に関する事務 この項 中高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理 に関する 条例（昭和40年鹿</p>	<p>(1) 規則第4条第3項の規定に基づき、運営委員会の運営に関することを定めること。 (2) 規則第12条の規定に基づき、寄</p>		<p>(1) 条例第5条の規定に基づき、退去を命ずること。</p>	<p>(1) 条例第4条及び規則第7条第1項の規定に基づき、入舎を許可すること。 (2) 規則第4条第2項の規定に基づき、運営</p>		

		<p>児島県条例第39号)を「条例」，高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和40年鹿児島県教育委員会規則第8号）を「規則」という。</p>	<p>宿舎の運営に関する決定を承認すること。</p>		<p>委員会委員を委嘱すること。</p> <p>(3) 規則第7条第2項の規定に基づき，選考委員会委員を委嘱すること。</p>			
教職員課	1	<p>教職員の定数に関する事務</p> <p>この項中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33</p>	<p>(1) 標準法第3条第2項の規定に基づき，公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の</p>	<p>(1) 地教行法第41条第2項の規定に基づき，県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定めること。</p> <p>(2) 公立高等学校の</p>		<p>(1) 標準法第19条の規定に基づき，学級編制の基準等について求めに応じて文部科学大臣に報告すること。</p> <p>(2) 施行規則第1</p>		

<p>年法律第116号)を「標準法」、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則(昭和33年文部省令第19号)を「施行規則」という。</p>	<p>後期課程を含む。)の1学級の児童生徒数の基準を定めること。 (2) 標準法第3条第3項の規定に基づき、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童生徒数の基準を定めること。</p>	<p>適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)第7条の規定に基づき、学校ごとの教職員定数を決定すること。</p>		<p>条の規定に基づき、学級編制等の基準について文部科学大臣に報告すること。 (3) 施行規則第2条の規定に基づき、教職員定数等について文部科学大臣に報告すること。</p>		
<p>2 学校職員の任免等に関する事務 この項中職員の任用に関する規則を「規則」という。</p>	<p>(1) 事務長の採用、昇任、降任、転任、出向又は退職(以下この項中「任免等」という。)</p>			<p>(1) 教育職員及び事務職員等の任免等及び兼務の発令をすること。</p>	<p>(1) 規則第23条から第25条まで及び第27条の規定に基づき、選考により採用又は昇任しう</p>	<p>(1) 規則第17条及び第21条の規定に基づき、人事委員会に対し、任用候</p>

		<p>の発令を すること。</p> <p>(2) 教育 公務員特 例法（昭 和24年法 律第1号） 第11条の 規定に基 づき、校 長の採用 並びに教 員の採用 及び昇任 について 選考を行 うこと。</p> <p>(3) 教頭 を発令す ること。</p> <p>(4) 教頭 の兼務を 発令する こと。</p> <p>(5) 学校 職員の割 愛の依頼 等を行う こと。</p> <p>(6) 在外 日本人学</p>		<p>る職に係 る人事委 員会への 承認申請 をするこ と。</p> <p>(2) 規則 第29条及 び第30条 の規定に 基づき、 臨時的任 用又は臨 時的任用 の期間の 更新に係 る人事委 員会への 承認申請 をするこ と。</p> <p>(3) 臨時 的任用及 び育児短 時間勤務 に伴う短 時間勤務 職員の任 用に係る 学校職員 及び非常 勤職員の</p>	<p>補者の 提示を 請求し、 及び選 択結果 を通知 すること。</p> <p>(2) 規則 第19条 第2項の 規定に 基づき、 任用候 補者か らの任 用辞退 届を人 事委員 会に通 知する こと。</p> <p>(3) 規則 第31条 第2項の 規定に 基づき、 人事委 員会か ら委任 された 選考職</p>
--	--	--	--	--	---

		校等への派遣教育職員を決定すること。			任免に関すること。	に係る選考結果を報告すること。
3 教員採用選考試験に関する事務	(1) 教員採用選考試験実施要綱を決定すること。 (2) 教員採用候補者を決定すること。			(1) 教員採用選考試験の実施に関する事務を処理すること。		
4 指導が不適切な教員に関する事務 この項中指導が不適切な教員の取扱いに関する規則 (平成15年鹿児島県教育委員会規則第3号)を「規則」	(1) 規則第6条第4項の規定に基づき、研修を実施した教員について指導の改善の程度に応じて、必要な措置(免職を除く。)を決定すること。	(1) 規則第6条第1項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定を行うこと。 (2) 規則第6条第2項の規定に基づき、指導が不適切な教員の人事		(1) 規則第5条第1項の規定に基づき、事実の確認を行うこと。 (2) 規則第6条第1項及び第3項の規定に基づき、指導が不適切な教員に		

	<p>という。</p>		<p>上の措置 （免職を 除く。）の 決定を行 うこと。 (3) 規則第 6条第3項 の規定に 基づき、 研修を実 施した教 員につい て指導の 改善の程 度に関する認定を 行うこと。</p>		<p>係る審査 委員会の 意見を聴 くこと。 (3) 規則 第6条第2 項の規定 に基づく 指導が不 適切な教 員に対す る人事上 の措置 （免職を 除く。） の実施に 関すること。 (4) 規則 第6条第3 項の規定 に基づ き、研修 を実施し た教員に 対する意 見の聴取 を行うこ と。 (5) 規則 第6条第4 項の規定</p>		
--	-------------	--	--	--	--	--	--

				<p>に基づく 研修を実施した教員に対する必要な措置（免職を除く。）の実施に関すること。</p> <p>(6) 規則第6条第5項の規定に基づき、医師の診断を受けさせることに関すること。</p>	
5	<p>学校職員の給与に関する事務</p> <p>この項 中鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿</p>	<p>(1) 学校給与条例第3条の3の規定に基づき、学校職員の職務の級別の定数の設定又は改定及びそれ</p>		<p>(1) 学校給与条例第4条の規定に基づき、学校職員の級等の決定をすること。</p>	<p>(1) 県扶養手当規則第4条第1項及び第9条の規定に基づき、県立学校の職員の扶</p>

	<p>児島県条例 第29号)を「学校給与条例」という。</p>	<p>に係る人事委員会との協議をすること。</p> <p>(2) 学校給与条例第6条の規定に基づき、教育職員の給料月額調整額の決定及び給料の調整額に係る人事委員会との協議をすること。</p> <p>(3) 学校給与条例第4条の規定に基づき、学校職員の職務の級、号給、給料月額、昇給又は昇格</p>			<p>養親族認定等に関する必要資料の提出を要求すること。</p>
--	---------------------------------	--	--	--	----------------------------------

(この項
中「学校
職員の級
等」とい
う。)に
ついての
人事委員
会との協
議等及び
学校職員
の級等の
重要な決
定をする
こと。

(4) 学校
給与条例
第6条の2
第1項及
び第3項,
第7条の2
第2項並
びに第7
条の3か
ら第8条
までの規
定に基づ
き, 学校
職員の諸
手当の支
給の範
囲, 額又
は方法等

		<p>の決定及びそれに係る人事委員会との協議をすること。</p> <p>(5) 学校給与条例第10条の2第2項から第5項までの規定に基づき人事委員会と協議すること。</p>				
6	<p>学校職員の分限及び懲戒に関する事務</p> <p>この項中地方公務員法を「法」、労働基準法を「労基法」、鹿児島県職員の分</p>	<p>(1) 県立学校職員を訓告処分すること。</p>	<p>(1) 法第28条第2項第1号並びに条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、校長、教頭及び事務長(以下「役付職員」という。)の心身の故</p>		<p>(1) 法第28条第2項第1号並びに条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき役付職員以外の学校職員の心身の故障による休職処</p>	<p>(1) 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則第5条第3項の規定に基づき、職員の分限又は</p>

<p>限に関する手続き及び効果に関する条例を「条例」という。</p>		<p>障による 休職処分 又は職務 復帰の命 令をする こと。</p>		<p>分又は職 務復帰の 命令をす ること。 (2) 労基 法第19条 第2項及 び第20条 第3項の 規定に基 づき、労 働基準監 督機関に 対する解 雇制限除 外又は解 雇予告除 外の認定 申請をす ること。 (3) 労基 法第20条 第1項の 規定に基 づき、解 雇するこ ととされ た学校職 員に対す る解雇の 予告をす ること。</p>	<p>懲戒処 分の場 合にお ける人 事委員 会へ関 係書類 を送付 するこ と。</p>
------------------------------------	--	---	--	---	---

				<p>(4) 条例 第1条の2 の規定に 基づき、 職員の学 術研究、 外国招へ い等によ る休職処 分をする こと。</p> <p>(5) 条例 第2条第1 項の規定 に基づき 学校職員 の意に反 する降 任、免職 又は休職 の処分の 場合にお ける医師 の指定に 関すること。</p>		
7	学校職 員の服務 に関する 事務	(1) 鹿児島 県教育庁 等事務決 裁規程別 表第2総務 福利課の	(1) 教育 公務員特 例法（昭 和24年法 律第1号） 第17条及	(1) 学校 職員の休 暇の取扱 いに関する規則第 4条第2項	(1) 学校 職員の履 歴事項を証 明すること。	

			<p>部8の項職員の服務に関する事務の項教育長決裁事項の欄の項に掲げる事務を処理すること。この場合においては「職員」を「学校職員」と読み替えるものとする。</p>		<p>び地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、学校職員の兼職兼業等を許可すること。 (2) 学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）第4条第2項及び第3項の規定に基づき、役付職員の療養を要することに ついでに 認定等をするこ と。</p>	<p>及び第3項の規定に基づき、役付職員以外の学校職員の療養を要することについての認定等をするこ と。 (2) 学校職員の休暇の取扱いに関する規則第4条第4項の規定に基づき、役付職員以外の学校職員の病気休暇期間延長を承認すること。 (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第</p>	
--	--	--	---	--	--	---	--

消しを行
うこと。

(4) 地方
公務員法
第26条の
5第1項及
び第5項
並びに鹿
児島県職
員等の自
己啓発等
休業に関
する条例
第7条第3
項の規定
に基 づ
き、自己
啓発等休
業又は自
己啓発等
休業の期
間の延長
の承認及
び自己啓
発等休業
の承認の
取消しを
行 う こ
と。

(5) 地方
公務員法
第26条の

					6第1項、 第4項及 び第6項 の規定に 基づき、 配偶者同 行休業又 は配偶者 同行休業 の期間の 延長の承 認及び配 偶者同行 休業の承 認の取消 しを行う こと。
8 教職員 の研修に 関する事 務		(1) 学校管 理に関す る研修計 画を決定 し、実施 すること。		(1) 学校 管理に関 する研修 会の参加 者を決定 し、通知 すること。	
9 学校職 員の人事 評価に関 する事務 この項 中鹿児島 県立学校		(1) 人事評 価に関す る計画を 策定する こと。 (2) 県立学 校規則第6		(1) 県立 学校規則 第3条及 び市町村 立学校規 則第3条 の規定に	

<p>職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第4号）を「県立学校規則」、鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第5号）を「市町村立学校規則」という。</p>		<p>条の規定に基づき、校長、教頭、事務長及び船長の職にある者の人事評価及び学校職員の人事評価結果の調整をすること。</p> <p>(3) 県立学校規則第8条第5項及び第9条第4項の規定に基づき、学校職員の能力評価又は業績評価の結果を教育委員会に報告すること。</p>		<p>に基づき、人事評価対象職員として除く職員を指定すること。</p> <p>(2) 県立学校規則第5条及び市町村立学校規則第5条の規定に基づき、評価期間を定めること。</p>		
<p>10 教職員 団体に關する事務 この項</p>	<p>(1) 法第55条第9項の規定に基づき、</p>					<p>(1) 法第55条第5項の規定に基</p>

<p>中地方公務員法を「法」という。</p>	<p>教職員団体と書面による協定を結ぶこと。 (2) 法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づき、教職員団体の業務にもつぱら従事するための休職を許可し、又は取り消すこと。</p>					<p>づき、教職員団体と予備交渉を行うこと。 (2) 管理職員等の範囲を定める規則第3条の規定に基づき、機関の組織の改廃等について人事委員会に通知すること。</p>
<p>11 学校職員の不利益処分についての審査請求に関する事務 この項中不利益</p>	<p>(1) 規則第9条第2項の規定に基づき、審査の併合を申し立てること。 (2) 規則</p>			<p>(1) 規則第12条の規定に基づき、処分の取消し等について人事委員会に通知する</p>		

<p>処分についての審査請求に関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第1号）を「規則」という。</p>	<p>第16条第1項、第4項及び第17条の規定に基づき、代理人等の選任等を行い、人事委員会へ通知すること。</p>	<p>こと。 (2) 規則第23条第1項の規定に基づき、口頭審理の日時変更を申し立てること。</p>
	<p>(3) 規則第24条第1項及び第25条の規定に基づき、人事委員会に答弁書等を提出すること（規則第53条において準用する場合を含む。）。</p>	<p>(3) 規則第37条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、証人の出席の承認申請又は証拠調べの申し立てをすること。</p>
	<p>(4) 規則第59条第1項の規定に基づ</p>	<p>(4) 規則第49条第2項の規定に基づき、証拠調べをすよう申し出ること。</p>

		き，再審の請求をすること。				
12 教育職員の免許に関する事務 この項中教育職員免許法（昭和24年法律第147号）を「法」、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）を「改正法」、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第	(1) 法第12条第1項の規定に基づき、免許状取上げの処分に係る聴聞を行うこと。			(1) 法第5条第1項、第3項及び第6項並びに第16条の2の規定に基づき、免許状を授与すること。 (2) 法第6条第1項の規定に基づき、教育職員検定を行うこと。 (3) 法第9条の2第1項及び第9条の4第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の更新及び通	(1) 法第7条第2項の規定に基づき、免許状の授与又は検定を受けようとする者の請求により証明書を発行すること。 (2) 免許法認定講習の実施に関して、関係者への通知、参加者の決定、会場又は講師の依頼等の事務を行うこと。	(1) 法第15条の規定に基づき、免許状の書換え等を行うこと。 (2) 免許状を授与したことを証明すること。

<p>26号) を「規則」、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）を「改正省令」という。</p>			<p>知を行うこと。</p> <p>(4) 法第9条の2第5項及び第9条の4第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の延長及び通知を行うこと。</p> <p>(5) 法第10条第2項及び改正法附則第2条第6項の規定に基づき、失効した免許状を返納させること。</p> <p>(6) 法第13条第1項及び改正法附則第2条第8項の規定に基づき、</p>		
--	--	--	--	--	--

免許状が失効した場合等における官報に公告し、及び通知を行うこと。

(7) 法附則第2項の規定に基づき、教育職員がその者の有する免許状の教科外の教科担任を許可すること。

(8) 改正法附則第2条第2項及び第8項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことの確認及び

通知を行
うこと。

(9) 改正
法附則第
2条第4項
及び第8
項の規定
に基 づ
き、修了
確認期限
の延期及
び通知を
行 っ
たこと。

(10) 改正
法附則第
2条第3項
第3号及
び改正省
令附則第
13条第1
項の規定
に基 づ
き、免許
状更新講
習の課程
を修了し
た後文部
科学省令
で定める
2年以上
の期間内

にあること
の確認
及び通知
を行うこと。
と。

(11) 改正
法附則第
2条第5項
及び改正
省令附則
第13条第
1項の規
定に基づ
き、免許
状更新講
習を受け
る必要が
ない者の
認定及び
通知を行
うこと。

(12) 規則
第36条第
1項の規
定に基づ
き、教育
職員免許
法認定講
習（以下
この項中
「免許法
認定講

習」とい
う。)の
開設及び
実施計画
を決定す
ること。

(13) 規則
第38条の
規定に基
づき、免
許法認定
講習にお
ける単位
を授与す
ること。

(14) 規則
第39条第
1項の規
定に基づ
き、免許
法認定講
習の開設
について
文部科学
大臣に申
請書を提
出するこ
と。

(15) 規則
第40条の
規定に基
づき、免

				<p>許法認定 講習の変 更事項を 文部科学 大臣に届 け出るこ と。</p> <p>(16) 規則 第42条の 規定に基 づき、免 許法認定 講習実施 状況及び 収支決算 について 文部科学 大臣に報 告するこ と。</p>	
13	学校職 員の公務 災害補償 に関する 事務			<p>(1) 地方 公務員災 害補償法 (昭和42 年法律第 121号) 第45条第 2項の規 定に基づ き、基金 に対する 意見を述</p>	

				べるこ と。		
14 公立学 校の学校 医，学校 歯科医及 び学校薬 剤師の公 務災害補 償に關す る事務 この項 中，公立 学校の学 校医，学 校歯科医 及び学校 薬剤師の 公務災害 補償の基 準を定め る政令 (昭和32 年政令第 283号) を「政 令」，公 立学校の 学校医， 学校歯科 医及び学 校薬剤師	(1) 規則 第3条の 規定に基 づき，公 務上の災 害の認定 を行うこ と。			(1) 政令 第2条， 第4条， 第4条の 2，第5条， 第6条の 2，第7条， 第18条の 規定に基 づく各補 償に關す ること。		

	<p>の公務災害補償の範囲，金額，支給方法等を定める条例施行規則（平成8年鹿児島県規則第68号）を「規則」という。</p>						
15	<p>職員及び学校職員の退職手当に関する事務 この項 中鹿児島県退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）を「条例」という。</p>	<p>(1) 条例 第4条第1項第2号及び第5条第1項第6号の規定に基づき，その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職する場合の退職手当</p>			<p>(1) 職員及び学校職員の退職手当を裁定すること。 (2) 失業者の退職手当の受給資格書を交付すること。</p>		<p>(1) 退職手当受給の有無を証明すること。</p>

		<p>の額を定めるにあたって知事と協議すること。</p> <p>(2) 条例第11条から第16条の規定に基づき、退職手当の支給制限等処分を行うこと。</p>					
義務教育課	<p>1 教科用図書等に関する事務</p> <p>この項中義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）を「無償措置法」、</p>		<p>(1) 無償措置法第10条の規定に基づき、教科用図書の適正な採択のため研究を計画し、及び実施すること。</p> <p>(2) 無償措置法第10条及び第11条の規定に基づき、</p>	<p>(1) 無償措置法第13条第2項の規定に基づき、県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択を行うこと。</p>	<p>(1) 無償措置法第12条第3項の規定に基づき、教科用図書採択地区の設定等について告示し、及び文部科学大臣に報告すること。</p> <p>(2) 施行</p>	<p>(1) 施行令第2条の規定に基づき、県立学校に係る教科用図書の受領証明書を交付すること。</p> <p>(2) 施行令第4条の規定に基づき、教科用図</p>	<p>(1) 臨時措置法第6条第2項の規定に基づき、文部科学大臣から送付を受けた教科書目録を配布すること。</p>

<p>義務教育 諸学校の 教科用図 書の無償 措置に関 する法律 施行令 (昭和39 年政令第 14号)を 「施行 令」、教 科書の発 行に関す る臨時措 置法(昭 和23年法 律第132 号)を「臨 時措置 法」、教 科書の発 行に関す る臨時措 置法施行 規則(昭 和23年文 部省令第 15号)を 「臨時措 置法施行 規則」と</p>		<p>教科用図 書選定審 議会の意 見を聞い て市町村 教育委員 会等の教 科用図書 の採択に 関する事 務の指導, 助言等 を行うこと。 (3) 無償措 置法第12 条第1項及 び第2項の 規定に基 づき, 市 町村教育 委員会の 意見を聞 いて, 教 科用図書 採択地区 の設定等 をすること。 (4) 臨時措 置法第5条 の規定に 基づき,</p>		<p>令第6条 第2項の 規定に基 づき, 教 科用図書 の給与の 実施状況 の調査等 を行い, その結果 を文部科 学大臣に 報告する こと。 (3) 鹿児 島県立学 校教材取 扱規則 (昭和32 年鹿児島 県教育委 員会規則 第3号) 第3条第1 項の規定 に基づ き, 準教 科書につ いて使用 承認をす ること。 (4) 災害</p>	<p>書の受領 冊数集計 報告書 を作成し, 文部科学 大臣に報 告すること。 (3) 施行 令第5条 第2項の 規定に基 づき, 教 科用図書 の給与を 受けた児 童及び生 徒の総数 を文部科 学大臣に 報告する こと。 (4) 臨時 措置法第 7条第2項 の規定に 基づき, 県内の教 科書の需 要数につ いて文部 科学大臣</p>
--	--	---	--	---	--

<p>いう。</p>		<p>文部科学大臣の指示する時期に教科書展示会を開催すること。</p> <p>(5) 鹿児島県教科用図書選定審議会規則(昭和39年鹿児島県教育委員会規則第8号)第6条第1項の規定に基づき、専門調査員を任命すること。</p> <p>(6) 文部科学省教科書研究協力校を推薦すること。</p>		<p>救助法(昭和22年法律第118号)適用の被災教科書を調査し、文部科学大臣に報告すること。</p>	<p>に報告すること。</p> <p>(5) 教科書展示会の実施状況を文部科学大臣に報告すること。</p> <p>(6) 臨時措置法施行規則第14条の規定に基づき、教科書需要集計表を文部科学大臣に提出すること。</p>	
<p>2 教育職員の教科等についての研修</p>	<p>(1) 内地留学生を決定すること。</p>	<p>(1) 教科に関する研修計画を決定し、</p>		<p>(1) 研修会の参加者等を決定し、通</p>		

<p>に関する 事務</p>	<p>(2) 海外 派遣者を 決定する こと。</p>	<p>実施する こと。</p>		<p>知すること。 (2) 文部 科学省主 催等で行 われる教 科に関す る講習 会、講座、 研究会等 への出席 者を決定 すること。</p>		
<p>3 視覚障 害者、聴 覚障 害者、知的 障害者、 肢体不自 由者及び 病弱者 (この項 中「視覚 障 害者 等」とい う。)の 入学等に 関する事 務 この項 中学校教</p>				<p>(1) 施行 令第6条 の2第2項 の規定に 基づき視 覚障害者 等でなく なつた旨 を市町村 教育委員 会に通知 すること。 (2) 施行 令第14条 第1項及 び第2項 の規定に</p>		

育法施行
令を「施
行令」と
いう。

基づき、
視覚障害
者等の保
護者に入
学期日を
通知し、
又は就学
すべき学
校を指定
するこ
と。

(3) 施行
令第15条
第1項の
規定に基
づき、視
覚障害者
等の氏
名、入学
期日を特
別支援学
校の校長
及び市町
村教育委
員会に通
知するこ
と。

(4) 施行
令第15条
第2項の
規定に基
づき、視

				<p>覚障害者等の就学すべき学校を市町村教育委員会に通知すること。</p> <p>(5) 施行令第16条の規定に基づき、視覚障害者等の就学すべき学校を変更すること及びその旨を保護者並びに特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に通知すること。</p>	
4	中学校卒業程度認定に関する事務			(1) 就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認	

					定規則 (昭和41 年文部省 令第36 号)によ る中学校 卒業程度 認定に関 する事務 を処理す ること。		
	5 特別支 援学校の 幼稚部及 び高等部 の入学者 選抜に関 する事務	(1) 特別 支援学校 の幼稚部 及び高等 部の入学 者選考実 施要綱を 決定する こと。					
高 校 教 育 課	1 教育職 員の教科 等につい ての研修 に関する 事務	(1) 内地 留学生を 決定する こと。 (2) 海外 派遣者を 決定する こと。	(1) 教科に 関する研 修計画を 決定し、 実施する こと。		(1) 研修 会の参加 者等を決 定し、通 知するこ と。 (2) 文部 科学省主 催等で行 われる教 科に関す る講習		

				会, 講座, 研究会等 への出席 者を決定 すること。		
2 産業教 育振興法 (昭和26 年法律第 228号。 以下この 項中「法」 という。) に関する 事務	(1) 法第1 3条第2項 の規定に 基づき, 産業教育 審議会委 員の任命 に当たつ て知事の 意見を聴 くこと。 (2) 法第1 4条第2項 の規定に 基づき, 産業教育 審議会に 関する規 則の制定 に関し, 知事と協 議すること。					
3 中学校 及び高等 学校の入	(1) 高等 学校入学 者選抜要			(1) 高等 学校学力 検査問題		

<p>学者選抜に関する事務</p>	<p>綱を決定すること。 (2) 中学校入学者選抜要綱を決定すること。</p>			<p>を決定すること。 (2) 中学校入学者選抜検査問題を決定すること。</p>		
<p>4 技能教育施設指定に関する事務 この項 中学校教育法を「法」、学校教育法施行令を「施行令」、技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号）を「規則」という。</p>				<p>(1) 法第55条の規定に基づき、技能教育施設の指定を行うこと。 (2) 施行令第34条の規定に基づき、指定技能教育施設における修業年限等の変更に関する届出を受理すること。 (3) 施行令第35条の規定に</p>		

に基づき、
指定技能
教育施設
の廃止の
届出を受
理するこ
と。

(4) 施行
令第36条
の規定に
基づき、
指定技能
教育施設
の指定の
解除を行
うこと。

(5) 施行
令第37条
の規定に
基づき、
指定技能
教育施設
について
調査等を
行うこ
と。

(6) 規則
第4条の
規定に基
づき、技
能教育施
設の指定

				<p>又は指定技能教育施設の解除若しくは廃止の告示を行うこと。</p> <p>(7) 規則第6条第1項の規定に基づき、指定技能教育施設ごとに、連携措置に係る科目を指定し、当該科目等の告示を行うこと。</p>	
5	高等学校卒業程度認定試験に関する事務			<p>(1) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条の規定に基づ</p>	

					き，高等学校卒業程度認定試験に関する事務を処理すること。		
6 大学入学資格に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定に関する事務	(1) 大学入学資格に係る公立専修学校高等課程の指定をすること。						
7 休業日に関する事務					(1) 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）第7条第2項の規定に基づき，休業日の変更		

				<p>について承認すること。</p> <p>(2) 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号）第5条第2項の規定に基づき、休業日の変更について承認すること。</p>	
8	<p>学校行事に関する事務</p> <p>この項中鹿児島県立学校管理規則を「規則」という。</p>			<p>(1) 規則第26条第2項の規定に基づき、修学旅行について承認すること。</p> <p>(2) 規則第28条第2項の規定に基づ</p>	

				き，振替授業について承認すること。		
9 高等学 校定時制 課程修学 資金に関 する事務 この項 中高等学 校定時制 課程及び 通信制課 程修学資 金貸与条 例施行規 則（昭和 50年鹿児 島県規則 第3号の 2）を「規 則」とい う。	(1) 規則 第4条の 規定に基 づき，修 学生とす るか否か の決定及 び通知を するこ と。 (2) 規則 第6条た だし書の 規定に基 づき，修 学資金の 貸与月の 決定をす ること。 (3) 規則 第20条の 規定に基 づき，修 学資金の 貸与に関 し必要な 事項を定			(1) 規則 第3条の 規定に基 づき，就 学資金申 込みの期 日及び必 要書類の 決定並び に申請書 等の受理 をすること。 (2) 規則 第7条の 規定に基 づき，修 学資金の 貸与の休 止の決定 及び通知 をすること。 (3) 規則 第8条の 規定に基 づき，修		

めるこ
と。

学資金の
貸与の打
切りの決
定及び通
知をする
こと。

(4) 規則
第9条第1
項の規定
に基づ
き、申出
書の受理
及び修学
資金の返
還方法の
承認をす
ること。

(5) 規則
第10条本
文の規定
に基づ
き、変更
申出書の
受理及び
修学資金
の返還方
法の変更
の承認を
するこ
と。

(6) 規則
第10条た

だし書の
規定に基
づき、変
更申出書
の提出の
必要がな
い者の決
定をする
こと。

(7) 規則
第11条の
規定に基
づき、修
学資金の
返還猶予
の申請書
等の受理
をすること。

(8) 規則
第12条の
規定に基
づき、修
学資金の
返還猶予
の当否の
決定及び
通知をす
ること。

(9) 規則
第13条の
規定に基

づき、在
学証明書
を受理す
ること。

(10) 規則
第15条の
規定に基
づき、卒
業証明書
等を受理
すること。

(11) 規則
第16条の
規定に基
づき、修
学資金返
還の免除
額の決定
をすること。

(12) 規則
第17条の
規定に基
づき、修
学資金返
還免除の
申請書等
を受理す
ること。

(13) 規則
第18条の

				規定に基づき、修学資金の返還の免除の当否及び免除額を決定し、通知すること。 (14) 規則第19条の規定に基づき、届出を受理すること。		
10 高等学校通信制課程の行う通信教育に協力する協力校の指定に関する事務				(1) 鹿児島県立高等学校学則第23条の2第2項及び第3項の規定に基づき、通信教育の協力校を指定し、及び告示すること。		
11 県立高	(1) 規則	(1) 規則第				

<p>等学校通 学区域に 関する事 務</p> <p>この項 中鹿児島 県立高等 学校通学 区域に関 する規則 (昭和39 年鹿児島 県教育委 員会規則 第16号) を「規則」 という。</p>	<p>第5条の 規定に基 づき、必 要な事項 を定める こと。</p>	<p>3条第3項 の規定に 基づき、 所属学区 外高等学 校への入 学志願の 許可及び 学区の指 定をする こと。</p>				
<p>12 市町村 立高等学 校の設 置、廃止 等に関す る事務</p> <p>この項 中学校教 育法を 「法」と いう。</p>	<p>(1) 法第4 条及び第 130条の 規定に基 づく市町 村立高等 学校の設 置及び廃 止並びに 設置者の 変更等の 認可に関 するこ</p>					

		と。				
保健体育課	1	学校保健安全法 (昭和33年法律第56号。以下この項中「法」という。)に関する事務 この項中学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)を「施行令」、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)を「施行規則」という。			(1) 法第15条の規定に基づき、学校職員の健康診断を実施すること。 (2) 法第16条の規定に基づき、治療を指示し、及び適切な措置をとること。 (3) 法第20条の規定に基づき、感染症予防上必要があるとき、県立学校の臨時休業を決定すること。 (4) 法第23条の規	(1) 法第18条の規定に基づき、健康診断等に関し、保健所と連絡をとること。 (2) 施行規則第15条の規定に基づき、職員健康診断票を作成すること。

定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を任免すること。

(5) 施行令第9条第1項の規定に基づき、準要保護者の認定を行うこと。

(6) 施行令第10条第3項の規定に基づき、児童・生徒の被患者の延数を市町村に配分し、これを文部科学大臣及び市町村教育委員会に

				<p>通知すること。</p> <p>(7) 施行規則第25条の規定に基づき、教育扶助を受けている者の総数を文部科学大臣に報告すること。</p>	
2	学校給食に関する事務			<p>(1) 学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第6項の規定に基づき、学校給食の届出に関し、届出書その他必要な事項を定めること。</p>	

<p>3 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (平成14年法律第162号。 以下この項中「法」という。)に関する事務</p>				<p>(1) 法第30条の規定に基づき、学校安全に関する事務を処理すること。</p>		
<p>4 スポーツ基本法 (平成23年法律第78号。以下この項中「法」という。)に関する事務 この項中スポーツ推進審議会条例(平成23年鹿児島県条例第36号)を「条例」とい</p>	<p>(1) 法第10条第1項の規定に基づき、スポーツの推進に関する計画を定めること。 (2) 法第12条の規定に基づき、スポーツ施設の整備をすること。 (3) 法第24条の規</p>			<p>(1) 法第11条の規定に基づき、スポーツの指導者の養成及び資質の向上のための講習会等を開催すること。 (2) 法第12条第1項の規定に基づき、スポーツ施設の軽微な整</p>		

う。

定に基づき、野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備をすること。

(4) 法第31条の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関を置くこと。

(5) 法第35条の規定に基づき、スポーツ団体に対し補助金を交付する場合に、スポーツ推進審議会

備、運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずること。

(3) 法第22条の規定に基づき、運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施すること。

(4) 法第24条の規定に基づき、野外活動及びスポーツレクリエーション活動に係

	<p>等その他の合議制の機関の意見を聴くこと。</p> <p>(6) 条例第3条第3項の規定に基づき、委員及び臨時委員の任命について、知事の意見を聴くこと。</p>		<p>るスポーツ施設の軽微な整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずること。</p>	
<p>5 鹿児島県総合体育センターに関する事務 この項中鹿児島県総合体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年鹿児島県条</p>	<p>(1) 条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定すること。</p>		<p>(1) 条例第6条第1項第4号の規定に基づき、必要な業務を認定すること。</p> <p>(2) 条例第11条第5項の規定に基づき、利用料金の決</p>	

<p>例第20号)を「条例」という。</p>				<p>定又は変更を承認すること。</p>		
<p>6 鴨池公園及び鴨池緑地公園に関する事務 この項中鹿児島県都市公園条例(昭和45年鹿児島県条例第19号)を「公園条例」、鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例(昭和46年鹿児島県条例第</p>	<p>(1) 公園条例第2条の3の規定に基づき、指定管理者を指定すること。</p>			<p>(1) 公園条例第2条の4第1項第7号の規定に基づき、必要な業務を認定すること。 (2) 管理条例第5条第4項及び第5項の規定に基づき、利用料金の決定又は変更を承認すること。</p>		

19号) を「管理条例」という。						
7 鹿児島県体育施設に関する事務 この項中鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年鹿児島県条例第11号）を「条例」、鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第50号）を「規則」という。	(1) 条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定すること。			(1) 条例第5条第1項第4号の規定に基づき、必要な業務を認定すること。 (2) 条例第6条第1項第3号の規定に基づき、休場日の決定を承認すること。 (3) 条例第6条第2項の規定に基づき、休場日の変更を承認すること。 (4) 条例第10条第	(1) 条例第7条第1項第2号の規定に基づき、利用時間の変更を承認すること。 (2) 規則第9条第1項第7号及び第2項第3号の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を決定すること。 (3) 規則第9条第3項の規定に基づき、利用料金の減額又は免	

				<p>4項及び第5項の規定に基づき、利用料金の決定又は変更を承認すること。</p> <p>(5) 規則第13条の規定に基づき、施設等の管理及び運営について必要な事項の定め承認すること。</p>	<p>除の承認をすること。</p>
社会教育課	1 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項中「法」という。）に関する事務	(1) 法第9条の4第4号の規定に基づき、社会教育主事の資格を認定すること。	(1) 法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、知事又は他の行政庁の依頼を受けて、それらの所		

掌事項に
関する広
報宣伝に
協力する
こと。

(2) 法第8
条の規定
に基づ
き、知事
及び関係
行政庁に
対し、社
会教育に
必要な資
料の提供
その他の
協力を求
めるこ
と。

(3) 法第9
条の6の
規定に基
づき、社
会教育主
事及び社
会教育主
事補の研
修を実施
するこ
と。

(4) 法第1
1条の規

定に基づき、社会教育関係団体の求めに応じ、指導、助言又は援助を与えること。

(5) 法第13条の規定に基づき、社会教育関係団体に対する補助金の交付について社会教育委員の会議の意見をきくこと。

(6) 法第14条の規定に基づき、社会教育関係団体に対して、指導資料の

				<p>作成等のため必要な報告を求めること。</p> <p>(7) 法第39条の規定に基づき、法人の設置する公民館の運営等に関しその求めに応じて必要な指導及び助言を与えること。</p> <p>(8) 法第48条の規定に基づき、その管理に属する学校に対し、社会教育のための講座の開設を求めること。</p>	
2	図書館			(1) 法第8	

<p>法（昭和25年法律第118号。以下この項中「法」という。）に関する事務</p>				<p>条の規定に基づき、市町村の教育委員会に対し総合目録の作製等に関して協力を求めること。</p> <p>(2) 法第25条の規定に基づき、私立図書館に対して、必要な報告を求め、又はその求めに応じて専門的、技術的な指導助言を行うこと。</p>		
<p>3 PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律</p>			<p>(1) 法第3条の規定に基づき、共済事業を認</p>	<p>(1) 法第6条第3項の規定に基づき、共済規程</p>		

<p>第42号。 以下この 項中「法」 という。） に関する 事務 この項 中PTA・ 青少年教 育団体共 済法施行 規則（平 成22年文 部科学省 令第24 号）を「施 行規則」 という。</p>		<p>可するこ と。 (2) 法第6 条第2項 の規定に 基づき、 共済規程 の変更を 承認する こと。 (3) 法第1 1条ただ し書の規 定に基づ き、共済 会計の他 の会計へ の資金運 用等を許 可するこ と。 (4) 法第1 5条の規 定に基づ き、共済 事業の廃 止を承認 するこ と。 (5) 法第1 6条の規 定に基づ</p>	<p>の変更の 届出を処 理するこ と。 (2) 法第1 4条の規 定に基づ き、業務 報告書を 処理する こと。 (3) 法第1 7条の規 定に基づ き、業務 又は会計 の状況に 関し報告 又は資料 の提出を 求めるこ と。 (4) 法第1 8条の規 定に基づ き、立入 検査を実 施するこ と。 (5) 施行 規則第20 条第2項</p>	
---	--	--	---	--

	<p>き、共済 団体を全 部又は一 部の当事 者とする 合併を承 認するこ と。</p> <p>(6) 法第1 9条第1項 の規定に 基づき、 共済規程 の変更又 は業務執 行の方法 の変更を 命ずるこ と。</p> <p>(7) 法第1 9条第2項 の規定に 基づき、 業務の改 善計画の 提出等を 求め、又 は業務の 全部若し くは一部 の停止、 その他監</p>	<p>及び第3 項の規定 に 基 づ き、安全 普及啓発 活動等に 係る事業 計画書等 の届出及 び変更の 届出を処 理するこ と。</p> <p>(6) 施行 規則第20 条第4項 の規定に 基づき、 安全普及 啓発活動 等に係る 事業計画 書等の変 更を指示 す る こ と。</p> <p>(7) 施行 規則第29 条第2項 の規定に 基づき、 業務報告</p>
--	---	---

	<p>督上必要な命令をすること。</p> <p>(8) 法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、共済事業の認可を取り消すこと。</p>	<p>書の提出の延期を承認すること。</p> <p>(8) 法第22条第1項の規定に基づき、認可等に条件を付し、及びこれを変更すること。</p> <p>(9) 施行規則第38条第1項の規定に基づき、承認申請書を経由すること。</p> <p>(10) 施行規則第38条第2項の規定に基づき、変更後の行政庁に事務を引き継ぐこ</p>
--	--	--

				と。 (11) 施行規則第39条第1項の規定に基づき、共済団体から提出された届出を処理すること。 (12) 施行規則第40条第1項の規定に基づき、共済会計において見舞金等に係る経理を行うことを承認すること。	
4	鹿児島県青少年社会教育施設に関する事務			(1) 鹿児島県青少年社会教育施設の使用許可、使用料の減免	

				等に関する基準を定めること。		
5 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターに関する事務 この項 中鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 (平成9年鹿児島県条例第26号)を「条例」, 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行	(1) 条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定すること。			(1) 条例第4条第6号の規定に基づき、指定管理者が行うその他業務に必要なことを認定すること。 (2) 条例第5条第2項の規定に基づき、指定管理者が定める休所日の変更又は臨時の休所日を承認すること。 (3) 条例第6条第2項の規定		

規則（平成9年鹿児島県教育委員会規則第5号）を「規則」という。

に基づき、指定管理者が行う開所時間の変更を承認すること。

(4) 条例第9条第4項及び第5項の規定に基づき、指定管理者が申請する利用料金を承認すること。

(5) 規則第6条第3項の規定に基づき、指定管理者が定める利用料金の減額又は免除の基準を承認すること。

					(6) 規則 第9条の 規定に基 づき、県 立霧島自 然ふれあ いセンタ ーの管理 運営に関 し必要な 事項の定 め又は必 要な事項 の定め の承認を すること。	
文 化 財 課	1 文化財 に関する 事務 この項 中文化財 保護法 (昭和25 年法律第 214号) を「法」、 文化財保 護法施行 令(昭和 50年政令 第267号) を「施行	(1) 法第5 7条第2項 の規定に 基づき、 文化 財登録原 簿への登 録につい ての文部 科学大臣 からの意 見聴取に 対し、意 見の申出 をすること。		(1) 法第1 05条第3 項及び法 第184条 第5 号の規定 に基づ き、報償 金及び補 償額を決 定すること。 (2) 法第1 10条第1 項の規定 に基づ	(1) 法第9 9条第2項 の規定に 基づき、 埋蔵文化 財の発掘 に関し、 国の機関 に協議す ること。 (2) 法第1 02条第1 項の規定 に基づ き、提出 された物	(1) 条例 第4条第 6項の規 定に基 づき、 指定文 化財の 所有者 に指定 書の交 付をす ること。 (条例 第25条 第2項に おいて

<p>令」，鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）を「条例」，鹿児島県文化財保護条例施行規則（昭和35年鹿児島県教育委員会規則第18号）を「規則」とい、指定有形文化財，指定無形文化財，指定有形民俗文化財，指定無形民俗文化財及び指定史跡名勝天然記念物を総</p>	<p>(2) 法第143条第3項の規定に基づき，伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての知事からの意見聴取に対し，意見の申出をすること。(3) 法第189条の規定に基づき，文化財の保存及び活用に関し，文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申すること。(4) 条例</p>	<p>き，史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。(3) 法第112条の規定に基づき，史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。(4) 施行令第5条の規定に基づき，文化庁長官の権限に属する事務のうち，命令を行うこと。(5) 条例第4条第2項の規定に基づき，指定しようと</p>	<p>件を鑑査すること。(3) 法第102条第2項の規定に基づき，鑑査結果を警察署長へ通知すること。(4) 法第106条第3項の規定に基づき，国庫に帰属した文化財の譲与申請を行うこと。(5) 法第107条第1項の規定に基づき，文化財の発見者又はその発見された土地の所有者</p>	<p>準用する場合を含む。)(2) 規則第18条第1項の規定に基づき，指定無形文化財の保持者等に認定書を交付すること。</p>
---	---	---	---	---

<p>称した場合を「指定文化財」という。</p>	<p>第4条第3項、第5条第2項、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づき、指定文化財の指定若しくはその解除又は保持者等の認定若しくはその解除について、文化財保護審議会に諮問すること。 (条例第19条第6項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第29条の4第2</p>	<p>する文化財の所有者等同意を得ること。(条例第25条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(6) 条例第10条第2項の規定に基づき、指定文化財の管理若しくは修理に関し指示又は指揮監督をすること。(条例第12条第4項、第22条第2項、第23条第4項、第28</p>	<p>に文化財を譲与すること。 (6) 法第10条第2項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行つた旨を文部科学大臣に報告すること。 (7) 法第10条第3項の規定に基づき、仮指定を行つた場合において、その旨を告示し、及び所有者又は占有者に通知すること。 (8) 法第1</p>
--------------------------	--	---	---

<p>項, 第30条第2項並びに第31条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>条, 第29条第2項, 第29条の2第2項, 第29条の4第3項及び第35条において準用する場合を含む。)</p>	<p>85条第2項の規定に基づき, 重要文化財等の管理責任者を定めること。</p>
<p>(5) 条例第10条第1項, 第22条第1項, 第23条第3項, 第29条第1項及び第29条の4第1項の規定に基づき, 指定文化財の管理, 修理, 保存公開又はその記録の作成, 保存若しくは公開に関し補助金を交付すること。</p>	<p>(7) 条例第27条第2項の規定に基づき, 指定有形民俗文化財の現状変更等に関し必要な指示をすること。</p>	<p>(9) 法第186条第1項の規定に基づき, 文化庁長官から委託を受け, 国宝の修理又は滅失, 盗難の防止等の措置を講ずること。</p>
<p></p>	<p>(8) 規則第11条第3項の規定に基づき, 申請書記載事項変更の許可をすること。</p>	<p>(10) 法第187条第1項の規定に基づき, 所有者等の求めに</p>

(条例第28条、第29条の2第1項及び第35条において準用する場合を含む。)

(6) 条例第11条の規定に基づき、補助金の交付をしないことを決定し、又は既に交付された補助金の返還を命ずること。(条例第12条第4項、第22条第2項、第23条第4項、第28条、第29条第2項、第29条の

(規則第29条において準用する場合を含む。)

じ、重要文化財等の管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導を行うこと。

(11) 法第188条第2項の規定に基づき、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を具して、書類及び物件を送付すること。

(12) 法第188条第3項の規定により、文部科学大臣又は文化庁長官の発す

2第2項、
第29条の
4第3項及
び第35条
において
準用する
場合を含
む。)

(7) 条例
第12条第
1項及び
第2項、
第15条第
1項及び
第2項、
第23条第
1項、第2
4条、第2
9条の2第
1項並び
に第29条
の3の規
定に基づ
き、指定
文化財の
管理、修
理、保存
出品若し
くは公開
又はその
記録の公
開に関し

る処分を
告知する
こと。

(13) 施行
令第5条
の規定に
基づき、
文化庁長
官の権限
に属する
事務のう
ち、指示
及び勧告
を行うこ
と。

(14) 条例
第4条第4
項、第5
条第2項
及び第4
項、第19
条第4項、
第20条第
4項、第6
項及び第
8項、第2
5条第4項
並びに第
26条第4
項及び第
7項の規
定に基づ

助言又は
勧告をす
ること。

(条例第
28条及び
第35条に
おいて準
用する場
合を含
む。)

(8) 条例
第12条第
3項の規
定に基づ
き、勧告
に基づい
てする指
定文化財
の管理措
置又は修
理のため
に要する
費用の負
担をする
こと。(条
例第28条
及び第35
条におい
て準用す
る場合を
含む。)

(9) 条例

き、指定
文化財の
指定若し
くはその
解除又は
保持者等
の認定若
しくはそ
の解除に
ついて告
示し、又
は所有者
等に通知
するこ
と。(条例
第19条
第6項、
第25条第
2項、第2
6条第2項
及び第6
項、第30
条第2項
並びに第
31条第3
項におい
て準用す
る場合を
含む。)

(15) 条例
第14条第
2項の規

第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき、県の補助又は費用負担に係る修理等が行われた指定文化財を有償で譲渡した場合において、県への納付金の額の決定又は納付額の免除をすること。(条例第28条及び第35条において準用する場合を含む。)

(10) 条例第13条及び第34条の規定に

定に基づき、指定文化財の修理に関し技術的な指導及び助言を行うこと。(条例第35条において準用する場合を含む。)

(16) 条例第15条第5項及び第6項の規定に基づき、指定文化財の管理責任者を定め、又は公開の管理に関し指示をすること。

(条例第16条、第23条第2項及び第

に基づき、指定文化財の現状変更等について許可し、必要な指示をし、又は現状変更等の停止を命じ、若しくは許可の取消し又は許可を受けられなかつたこと等に伴う損失の補償をすること。

(11) 条例第15条第3項及び第4項の規定に基づき、指定文化財の公開に要する費用を負担

28条において準用する場合を含む。)

(17) 条例第17条の規定に基づき、指定文化財の原状又は管理若しくは修理の状況について報告を求め、又はこれを調査すること。(条例第35条において準用する場合を含む。)

(18) 条例第29条第1項の規定に基づき、指定無形民俗文化財について、

し、又はそれに伴う給与金を支給すること。

(条例第23条第2項及び第28条において準用する場合を含む。)

(12) 条例第15条第7項の規定に基づき、出品又は公開に起因する指定文化財の損傷等に対し、損失の補償をすること。

(13) 条例第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項

記録の作成その他の保存の措置を執ること。

(19) 規則第15条第2項及び第3項の規定に基づき、損失の補償の請求をした者に損失の補償を行うこと又は行わないことについて通知すること。(規則第30条の2第2項において準用する場合を含む。)

		<p>の規定に基づき、指定無形文化財の保持者又保持団体の認定をすること。</p> <p>(14) 条例第29条の4第1項の規定に基づき無形の民俗文化財を選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開すること。</p>				
2	<p>博物館に関する事務 この項中博物館法（昭和26年法律第285号）を「法」、</p>	<p>(1) 法第12条の規定に基づき、博物館登録原簿に登録することについて決定し、</p>			<p>(1) 法第13条第2項の規定に基づき、登録事項の変更登録を行うこと。</p> <p>(2) 法第2</p>	

<p>博物館法 施行規則 (昭和30 年文部省 令第24 号)を「規 則」とい う。</p>	<p>申請者に 通知する こと。 (2) 法第1 4条第1項 の規定に 基づき、 登録を取 り消すこ と。 (3) 法第1 5条第2項 の規定に 基づき、 登録をま つ消する こと。 (4) 規則 第19条の 規定に基 づき、博 物館に相 当する施 設の指定 について 審査する こと。 (5) 規則 第24条の 規定に基 づき、指 定を取り</p>	<p>7条及び 第29条の 規定に基 づき、私 立博物館 等に必要 な報告を 求め及び 指導助言 を行うこ と。 (3) 規則 第23条の 規定に基 づき、博 物館相当 施設に対 し必要な 報告を求 めるこ と。</p>
--	---	--

		消すこと。				
3	銃砲又は刀剣類の登録等に関する事務 この項中銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」、銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）を「規則」という。	(1) 規則第2条の規定に基づき、登録審査委員を任命すること。			(1) 法第4条第1項の規定に基づき、美術品として価値のある古式銃砲又は刀剣類（以下この項中「銃砲刀剣類」という。）を登録すること。 (2) 法第4条第3項の規定に基づき、銃砲刀剣類の登録審査会を開催すること。 (3) 法第8条の2第1項の規定に基づき、美術	(1) 法第14条第4項の規定に基づき、銃砲刀剣類の登録をした場合、その旨を県公安委員会に通知すること。 (2) 法第15条第1項及び第2項の規定に基づき、銃砲刀剣類の登録証の交付、再交付を行うこと。 (3) 法第

				品として 価値のある刀剣類 の製作を 承認する こと。 (4) 刑事 訴訟法 (昭和23 年法律第 131号) 第197条 第2項の 規定に基 づき、銃 砲刀剣類 の捜査に 関する照 合に対し 報告する こと。	16条第2 項の規 定に基 づき、 銃砲刀 剣類の 登録証 の返納 を受け た場合、 その旨 を県公 安委員 会に通 知する こと。 (4) 法第 17条第3 項の規 定に基 づき、 登録を 受けた 銃砲刀 剣類の 譲受等 の届出 について 県公 安委員 会に通 知する
--	--	--	--	--	--

こと。

(5) 法第
18条の2
第3項の
規定に
基づき、
刀剣類
の製作
の承認
をした
場合、
その旨
を県公
安委員
会に通
知する
こと。

(6) 美術
刀剣類
製作承
認規則
(平成4
年文部
省令第3
号)第2
条第3項
の規定
に基づ
き、承
認書の
交付等
を行う

					こと。
4 鹿児島 県上野原 縄文の森 に関する 事務 この項 中鹿児島 県上野原 縄文の森 の設置及 び管理に 関する条 例（平成 14年鹿児 島県条例 第48号） を「条 例」、鹿 児島県上 野原縄文 の森の設 置及び管 理に関す る条例施 行規則 （平成14 年鹿児島 県規則第 59号）を 「規則」 という。	(1) 条例 第3条の 規定に基 づき、指 定管理者 を指定す ること。		(1) 条例 第4条第4 号の規定 に基づ き、指定 管理者が 行うその 他業務に 必要なこ とを認定 するこ と。 (2) 条例 第5条第2 項の規定 に基づ き、指定 管理者が 定める休 園日の変 更等を承 認するこ と。 (3) 条例 第6条の 規定に基 づき、指 定管理者 が行う開 園時間の 変更を承		

認すること。

(4) 条例
第8条第4
項及び第
5項の規
定に基づ
き、指定
管理者が
申請する
利用料金
を承認す
ること。

(5) 規則
第4条第1
項第6号
の規定に
基づき、
利用料金
の減額又
は免除の
特例を承
認すること。

(6) 規則
第6条の
規定に基
づき、指
定管理者
が定める
その他縄
文の森の

					管理運営 に必要な 事項を承 認するこ と。		
人 権 同 和 教 育 課	1 人権同 和教育事 業に関す る事務	(1) 人権 ・同和教 育研究協 議会に対 する資料 の提出、 意見の開 陳その他 必要な協 力をする こと。					

備考 課長専決事項の欄に掲げる事務のうち、監の職名が付された事務については、当該監が専決する。